下関地域総合武道館（仮称）整備等事業

要 求 水 準 書

平成１９年7月３１日

（平成１９年９月１９日修正）

山　口　県

【目　　次】

（添付資料）

- **別紙１　事業用地位置図**
- **別紙２　事業用地敷地範囲図**
- **別紙３　事業用地現況測量図**
- **別紙４　敷地地盤データ**
- **別紙５　必要諸室及び仕様**
- **別紙６　什器備品リスト**
- **別紙７　各諸室音響装置リスト**
- **別紙８　電気引込イメージ**

（閲覧資料）

以下の資料は平成 19 年 8 月 1 日～10 月 31 日まで、公園管理者である下関市都市整備部公園緑地課にて閲覧することができる。

- **閲覧資料１　既存浄化槽設計図**
- **閲覧資料２　既存電気設備関連資料（既存受変電設備配置図、単線結線図等）**
- **閲覧資料３　既存外灯設備仕様**
- **閲覧資料４　既存外灯用分電盤関連資料**

Ⅰ　総則

1　本書の位置付け

本要求水準書（以下「本書」という。）は、山口県（以下「県」という。）が実施する「下関地域総合武道館（仮称）整備等事業」（以下「本事業」という。）に対して、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「ＰＦＩ法」という。）に基づき本事業を実施するものとして選定された民間事業者（以下「事業者」という。）が行う業務内容に関して、県が求めるサービスの内容及び質の満たすべき水準を示すものである。

また、本書の内容は、提案評価及び事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

なお、本書において使用する用語の定義は、入札説明書において使用する用語と同一のものである。

2　本事業の目的

県では、「やまぐち未来デザイン 21 第五次実行計画」を策定（平成 18 年 3 月）し、分権時代における新たな県づくりを本格的に進めるため、県と市町と県民の皆様の役割をより重視しながら、「自立・協働・循環」の理念の下、「住み良さ日本一の元気県づくり」に取り組んでいる。

その中で、スポーツは県民の暮らしの中に定着し、人々の心を豊かにすることから、地域の元気創造をリードする「スポーツ元気県」を目指して、「県民スポーツ総参加プロジェクト」を設定し、生涯スポーツの振興による地域活性化を推進するため、下関地域をモデル地域として、「武道」をシンボルスポーツとした「スポーツによるまちづくり」の交流拠点施設となる下関地域総合武道館（仮称）（以下「本施設」という。）を整備することとしている。

3　本施設の基本理念

本施設は、下関地域における「武道」をシンボルスポーツとした「スポーツによるまちづくり」の交流拠点施設として、以下に示す考え方に基づき、施設整備を行うものとする。

・剣道・柔道を中心とした幅広い武道に対応した施設
・多様なスポーツに対応した施設
・県民の健康づくりに対応した施設
・地域交流から九州との海峡交流や東アジアとの国際交流まで対応した施設

4　遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、ＰＦＩ法、基本方針その他の関係法令及び条例、規則、要綱、各種基準・指針等について、最新のものを参照し、遵守すること。

以下に、留意すべき主な関係法令等を示す。

(1)　法令・条例等

・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
・都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
・都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)
・消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
・駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)
・興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)
・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
・建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)
・警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)
・電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
・電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
・水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
・下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
・資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
・エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
・地球温暖化対策推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
・地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
・山口県建築基準条例(昭和 47 年山口県条例第 42 号)
・山口県福祉のまちづくり条例(平成 9 年山口県条例第 1 号)
・下関市都市景観条例(平成 17 年条例第 283 号)
・下関市都市公園条例(平成 17 年条例第 289 号)
・下関市火災予防条例(平成 17 年条例第 315 号)
・その他関係法令、条例等

(2)　要綱、各種基準等

以下の基準等を適用する。

なお、特記なきものは、国土交通省大臣官房庁営繕部が制定又は監修したものとし、改訂等があった場合は、最新のものを適用するものとする。

＜共通＞

・官庁施設の基本的性能基準（平成 18 年）
・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年）
・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成 18 年）
・官庁施設の環境保全に関する基準（平成 17 年）

・山口県営施設における耐震安全性の分類（山口県、平成 8 年版）
・山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル[改訂版]（山口県、平成 16 年）
・山口県ユニバーサルデザイン行動指針（山口県、平成 15 年）

＜建築＞

・建築工事設計図書作成基準（平成 10 年版）
・公共建築工事標準仕様書[建築工事編]（平成 19 年版）
・建築設計基準（平成 18 年版）
・建築構造設計基準（平成 16 年版）
・建築鉄骨設計基準（平成 10 年版）
・建築工事標準詳細図（平成 17 年版）
・擁壁設計標準図（平成 12 年版）
・構内舗装・排水設計基準（平成 13 年版）

＜設備＞

・建築設備計画基準（平成 17 年版）
・建築設備設計基準（平成 18 年版）
・建築設備工事設計図書作成基準（案）（平成 14 年版）
・公共建築工事標準仕様書[電気設備工事編]（平成 19 年版）
・公共建築工事設備工事標準図[電気設備工事編]（平成 19 年版）
・公共建築工事標準仕様書[機械設備工事編]（平成 19 年版）
・公共建築工事設備工事標準図[機械設備工事編]（平成 19 年版）
・排水再利用・雨水利用システム計画基準（平成 16 年版）
・建築設備耐震設計・施工指針（2005 年版）
・建築設備設計計算書の手引き（平成 18 年版）
・高圧受電設備規定（日本電気技術規格委員会）
・公共施設用照明器具（(社)日本照明器具工業会、平成 16 年版）

＜維持管理＞

・建築保全業務共通仕様書（平成 15 年版）
・その他の関係要綱及び各種基準

5　本施設の事業用地の概要

(1)　事業用地の主な状況

本施設の事業用地の主な状況は、次のとおりである。

ア　所在地

山口県下関市大字冨任字小迫 198 番 17 外

イ　公園の種類

運動公園（都市計画公園）

ウ　公園の防災上の位置付け

広域応援拠点（陸上及び空輸の消防・救急関係応援物資に係る県の拠点）

エ　公園面積

143,000.00㎡（内、本施設の事業用地面積：11,515.15㎡）

オ　公園管理者

下関市

カ　土地所有者

下関市

キ　地域地区

市街化調整区域

(2)　事業用地の概況

本施設の事業用地の現況は、下関北運動公園（以下「運動公園」という。）のわんぱく広場、ゲートボール場、駐車場等となっており、売店などの施設があるが、平成20年8月末までには、既存の施設等を撤去し、造成を行った上で、硬式野球場側の道路と同じレベルに更地とする予定である。

また、事業用地敷地範囲内の既存インフラ設備の撤去、盛替は、造成とあわせて実施する予定であるが、硬式野球場側の道路側溝の盛替は、提案に応じて事業者が実施するものとする。なお、建設に伴い必要な法面処理及び段差処理等に要する費用は、事業者の負担とする。

(3)　インフラ整備状況

本施設の事業用地のインフラ整備状況は、次のとおりである。本施設への接続整備に関しては、事業者が提案する施設内容に合わせて各インフラ事業者と協議を行うものとする。

なお、事業用地外で要する費用についても事業者の負担とする。

ア　周辺道路状況

運動公園の接続道路の状況は、別紙１のとおりであるが、本施設の建設に当たっては、北側に接続している県道安岡港・長府線（幅員約15m）を利用すること。

イ　上水道

(ｱ)　現況は、下関市所管課に確認のこと。

(ｲ)　引込に必要な、給水本管との接続については、事業者の提案によるものとする。

ウ　下水道

(ｱ)　現況は、下関市所管課に確認のこと。

(ｲ)　下水道本管は未整備のため、運動公園の既存設備とは別途、本施設の事業用地内に単独で浄化槽の設置等を行った上で、適切な方法で処理すること。

(ｳ)　運動公園外への放流は不可であるため、閲覧資料１における既存浄化槽の処理方法等を参考にした上で事業用地内での蒸発散方式等により処理することを想定している。ただし、

合理的な事業提案で公園敷地内での用地の追加が想定された場合は、公園管理者と協議することも可能とする。

エ　ガス

(ｱ)　現況は、ガス事業者に確認のこと。

(ｲ)　引込有無、引込方法は、事業者の提案によるのもとする。

オ　電話

(ｱ)　現況は、通信事業者に確認のこと。

(ｲ)　引込方式は、地中埋設管路方式とすること。

カ　電気

(ｱ)　現況は、電力事業者に確認のこと。

(ｲ)　本施設で運動公園敷地全体の受電を行うこととし、本施設で新たに受電する際に既存の運動公園受電設備（引込ケーブルを含む。）を廃止し、本施設側から高圧で既存施設に供給し直すこと。電気引込イメージは別紙 8 を、既存電気設備は閲覧資料 2 を参照のこと。

(ｳ)　運動公園敷地内は、地中埋設管路方式による計画とすること。

(ｴ)　本施設側から既存電気室への高圧供給の方法は提案によるものとする。

※　なお、電気主任技術者は本施設も含め既存施設管理者である下関市から選任する。

(4)　地盤状況

事業用地の地盤状況を別紙 4 に示すが、本施設の整備に必要な詳細な調査は、事業契約締結後に事業者が提案する施設内容に合わせて行うこと。

(5)　埋蔵文化財包蔵地登録

埋蔵文化財包蔵地登録はされていない。

II　施設の整備業務に関する事項

1　施設構成の概要

整備する施設の基本的な施設構成については、次のとおりとする。

施設内容		概要
総　合 武道館	大道場	・剣道（公式6面）、柔道（公式6面）、空手道（公式6面）、なぎなた（公式6面）、ハンドボール（公式1面）、バスケットボール（公式2面）、バレーボール（6人制、9人制の公式2面又は非公式3面）、バドミントン（公式10面）、卓球（公式12面）等が確保できる競技床面積 ・観客席は固定席で1,000席以上 ・武道系競技、球技系競技の幅広い利用が可能な仕様
	小道場	・剣道（公式2面）、柔道（公式2面）、空手道（公式2面）、なぎなた（公式2面）、バスケットボール（非公式1面）、バレーボール（6人制、9人制の公式1面）、バドミントン（非公式3面）、卓球（公式4面）等が確保できる競技床面積（※ハンドボールの練習での利用を考慮） ・武道系競技、球技系競技等での日常利用を想定した仕様
	剣道場 【板床系武道専用道場】	・剣道（公式2面）、空手道（公式2面）、なぎなた（公式2面）が確保できる競技床面積 ・観客席は固定席で100席以上 ・専用更衣室、審判席等を設置
	柔道場 【畳系武道専用道場】	・柔道（公式2面）が確保できる競技床面積 ・観客席は固定席で100席以上 ・専用更衣室、審判席等を設置
	弓道場	【近的場】 ・公式1面：28m・12人立 ・観客席は固定席で100席以上 【遠的場】 ・公式1面：60m・6人立（※アーチェリーでの利用を考慮） 【共通】 ・専用更衣室等を設置
	相撲場	・屋内相撲場（盛土俵） ・観客席は固定席で100席以上 ・専用更衣室等を設置
	トレーニング室	・高齢者の健康増進等に配慮した必要最低限のトレーニング室
	その他の諸室	・事務室、会議室、スポーツによるまちづくりルーム、医務室、器具庫　等
その他施設		駐車場

2　施設計画に係る要求水準

(1)　計画全般

ア　社会性に関する基本的要件

(ｱ)　地域性

a　スポーツによるまちづくりの交流拠点施設としての総合武道館にふさわしい施設・外観計画を行い、地域の賑わいを創出すること。

b　周辺地域住民の生活環境に十分に配慮し、プライバシー保護や騒音対策等に配慮すること。

(ｲ)　景観

運動公園や周辺地域の景観と調和するよう、外観・色彩等に配慮すること。

イ　環境保全性に関する基本的要件

(ｱ)　環境負荷低減性

自然エネルギー等の利用により、省エネルギー・省資源の実現を図り、ライフサイクルコストの低減に資すること。

(ｲ)　長寿命

建物の寿命を長期（60年以上）に設定し、事業期間が終了した後も、本施設を引き続き使用することに配慮すること。

(ｳ)　適正使用・適正処理

a　建設副産物の発生を抑制するとともに、建設副産物の再資源化に努めること。

b　オゾン層破壊物質や温室効果ガスの使用抑制、漏洩防止に努めること。

(ｴ)　エコマテリアル

a　シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。

b　再生資源を活用した建築資材や再生利用・再利用可能な建築資材、解体容易な材料の採用等、資源循環の促進を図ること。

(ｵ)　周辺環境保全性

運動公園の景観と調和した緑化に努めること。

ウ　防災性に関する基本的要件

(ｱ)　耐震性

「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づき、次の耐震性能を満たすこと。

a　構造体安全性の分類　：Ⅱ類

b　建築非構造部材耐震安全性の分類　：Ｂ類

c　建築設備の耐震クラス　：乙類

(ｲ)　火災対策

燃えにくく有毒ガスを発生しない内装材を使用するとともに、諸室の用途に適した防

炎・防火設備を設置すること。

(ｳ)　風対策

風害による周辺への影響を最小限にすること。

(ｴ)　落雷対策

建物及び部材の強度を適切に確保し、電子・通信機器、電力・通信線にも、落雷の影響がないよう防護すること。

(ｵ)　浸水・冠水対策

地下室を設ける場合や電気室等については、浸水・冠水対策について十分に配慮すること。

(ｶ)　災害発生時対策

建物内外について災害時の避難動線を確保し、利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄付きにも配慮すること。

エ　防犯・安全性に関する基本的要件

(ｱ)　防犯性

a　施設利用者や建物・設備等を保護するために、防犯設備を設定し、外部からの人や物の侵入を制御できること。

b　施設利用者の貴重品・所持品等を保管するロッカーなどに盗難防止対策を十分に行うとともに、施設利用者のプライバシーにも配慮すること。

(ｲ)　利用者に対する安全性

a　全ての施設利用者が安全に施設を利用できるように、十分な安全性能を確保すること。

b　観客席の落下防止の手摺等は、競技等が見易くかつ安全に配慮して計画すること。

c　総合武道館という特殊性に鑑み、床の弾力性や体の触れる部分の端部処理等の安全性について特に配慮すること。

d　滑りやすい部分は、ノンスリップ性能の向上等により転倒防止について十分配慮すること。

e　高い所からの落下防止に十分配慮すること。

オ　機能性に関する基本的要件

(ｱ)　利便性

a　徒歩、自転車、自動車等での来訪を考慮し、施設利用者の利便性に配慮するとともに、歩車分離について十分配慮した計画とすること。

b　身体障害者大会を含めた大会時に利用される選手送迎バス等のアクセスに配慮すること。

c　各種大会やイベント等の開催時の備品・機材等の搬入路を確保すること。

d　ピロティや庇等を適切に配置し、降雨時でもアプローチしやすい計画とすること。

e　一般利用及び各種大会の開催等の様々な利用に対応した機能的な動線計画とし、一般利用者、大会参加選手、大会関係者、観客等の動線を明確に区分した、運営が容易な施設とすること。

f　諸室の配置については、一般利用及び各種大会利用に配慮した機能的な配置・構成とすること。

g　視認性に優れたサインを適切に配置することにより利用しやすい施設とすること。

(ｲ)　バリアフリー・ユニバーサルデザイン

a　高齢者、身体障害者等をはじめ誰もが特段の不自由なく安全に利用できるユニバーサルデザインに基づく計画とすること。

b　観客席のある諸室については、利用しやすい位置に車いす使用者用客席を設置すること。

　なお、当該客席数については、最低限、山口県福祉のまちづくり条例構造等基準、1 建築物に係る構造等基準 8 項に示される「客席」のうち、「車いす使用者用客席」の基準を準用した上で、事業者の提案によるものとする。

c　各種設備器具・手摺・便所等については、高齢者、身体障害者等にも十分に配慮した、使いやすい計画とすること。

d　案内サインを適宜設置し、視覚障害者用の誘導表示や点字・音声案内、非常用警報装置等を適切に計画すること。

(ｳ)　音環境

a　遮音、吸音に配慮し、周辺環境に与える騒音の抑制に努めること。

b　アナウンスの聞き取りやすい明瞭度の高い室内音響環境とするとともに、臨場感にも配慮すること。

(ｴ)　光環境

a　競技時のグレアについて対策を講じること。

b　積極的に自然光を利用し、省エネルギーに努めるとともに、開放感のある計画とすること。

c　大道場は、公式競技に準拠した照明基準・規格で計画すること。

d　小道場は、各種スポーツの利用に支障がない程度の照度を確保した計画とすること。

e　各武道場は、公式競技が開催可能な程度の照度を確保した計画とすること。

f　各種競技における公式競技時・一般利用時・レクリエーション時など、室の使い方に応じて、照明点灯パターンを選択スイッチにて予め設定した照度にワンタッチで切換えられる機能とし、詳細は事業者の提案によるものとする。

(ｵ)　熱環境

a　気温・気候等の屋外条件の変化や、利用人数・使用時間・競技内容等の使用形態の違い等に対応できる空調システムとすること。

b　照明等の設備機器は、発生する熱負荷が低減されるものを採用すること。

　また、機器等の使用により局所的に発生する熱負荷は、局所空調・換気により、できる限り発生源の近傍で処理することで、周囲に与える影響を軽減すること。

c　室温の調整及び壁の構造を考慮することで室内に発生する表面結露及び内部結露を抑制すること。

(ｶ)　空気環境

a　施設利用者の快適な利用やシックハウス対策のために必要な換気量を確保するとともに、

空気清浄度を満たす換気システムとすること。

b　剣道、柔道などの武道では大量の汗をかくため、換気は重要であることから、機械換気により十分な換気を行ない、臭気のこもらない計画とすること。なお、自然換気との併用については、環境負荷に配慮した上で事業者の提案によるものとする。

(ｷ)　衛生環境

給水・給湯設備、排水設備、空調設備、衛生器具設備等について、諸室に必要な環境に応じた適切な計画とすること。

(ｸ)　振動

連続振動や衝撃振動、床衝撃音等による心理的不安や生理的不快感等を与えないように配慮すること。

(ｹ)　情報化対応性

a　電源設備は、通信・情報システムに影響を及ぼすことなく、確実に機能するために、保守性及び安全性が確保されたものであること。

b　情報システムの将来の更新に対応できること。

カ　経済・保全性に関する基本的要件

(ｱ)　耐久性

a　長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。

b　一般の施設利用者が利用するスペースで使用する器具類等については、耐久性の高い製品を採用するとともに、十分な破損防止対策を行った上で、交換が容易な仕様とすること。

c　漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上材の剥離・膨れ、乾湿繰り返しによる不具合、結露等に伴う仕上材の損傷等が生じにくい計画とするとともに、修理が容易な計画とすること。

(ｲ)　フレキシビリティ

施設のニーズの変化に容易に対応可能な、フレキシビリティの高い計画とすること。

(ｳ)　保守の作業性

a　清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート、設備配管スペース等の確保に努めること。

b　内外装や設備機器については、清掃、点検・保守及び交換等が容易で効率的に行えるように努めること。

c　事業期間中のみならず、事業期間終了後の大規模修繕等の作業性にも配慮した計画とすること。

d　設備機器等は、各機器の寿命バランス・互換性の整合が図られ、更新作業の効率性に留意したものとすること。

(2)　建築計画

ア　配置計画

(ｱ)　建物配置

a　西側の硬式野球場に配慮し、圧迫感のない建物配置とすること。

b　近隣地域への日照に配慮した施設配置とすること。

(ｲ)　建物への出入口

a　出入口の数は事業者の提案とするが、運動公園内の動線等を十分に配慮した計画とすること。なお、事業用地の北西側に隣接する園路部分を出入口とする場合は、事業者が当該部分を適切に処理した上で撤去すること。

b　利用者の一般車両と資機材搬入車両の動線交差に配慮した計画とすること。

イ　諸室の配置等計画

主な諸室の配置等の考え方は、次のとおりとすることとし、各道場の競技者と接する壁は極力木質系の仕上げとするものとする。また、館内においては、競技床以外は下足可として計画すること。

なお、各諸室の使い方、特記事項の詳細については「別紙5必要諸室及び仕様」、整備する什器備品等については「別紙6什器備品リスト」を参照すること。

(ｱ)　大道場

a　諸室の用途

(a)　剣道（公式6面）、柔道（公式6面）、空手道（公式6面）、なぎなた（公式6面）、ハンドボール（公式1面）、バスケットボール（公式2面）、バレーボール（6人制、9人制の公式2面又は非公式3面）、バドミントン（公式10面）、卓球（公式12面）の公式試合及び各種スポーツイベント、レクリエーション、興行等に利用することを目的とし、本施設の核として機能するものであること。

(b)　武道系競技、球技系競技の幅広い利用が可能な計画とすること。

(c)　スポーツイベント、レクリエーション、興行等にも使用することを想定すること。

(d)　観客席は、固定席1,000席以上を確保すること。

b　幅、奥行、広さ、天井の高さの最低水準

(a)　競技床として37m×45m以上を確保すること。

(b)　天井高は競技床全体に対して12.5m（床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ）以上とするものとし、競技床以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。

c　配置上・動線計画上の留意点

(a)　観客席を固定席で1,000席以上を確保した上で観客席人数上限の設定は事業者の提案によるが、関係法令等を遵守した計画とすること。

(b)　観客席のどこからでもコート等を見通せるレイアウトとすること。

(c)　各種イベントや興行時に必要な備品・機材等の搬出入経路を確保すること。

(d)　選手、観客等の動線計画に配慮すること。

d　仕様上の特記事項

(a)　スポーツによるまちづくりの交流拠点施設である総合武道館として相応しい意匠性をもった空間を計画すること。

(b)　ハンドボール等の壁面の破損が懸念される競技を行うため、内部仕上げの堅牢性や保護のための配慮を十分に行うこと。

(c)　照明は、バドミントンの公式試合に対応するため、照度 1,200 ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。

(d)　仮設対応によるテレビ中継を想定し、仮設照明に対応する電源設備及び大道場内にその接続設備を設けるものとし、最低限、100Ｖ50Ａ以上×1 回路の手元開閉器盤を大道場内の対角線上等に離して 2 箇所配置すること。

　また、想定されるテレビ中継車駐車位置から大道場への映像ケーブル、ルートを確保するために、直径 100mm×2 本分以上の仮設ケーブル通線ルートを設けること。

(e)　観客席から視認できる壁面上部（可動ステージ設置想定場所等の上部など）に横断幕等の設置が可能な吊物装置を設けること。具体的な設置範囲は事業者の提案によるが、競技床の長辺、短辺各 1 ヶ所の計 2 ヶ所以上とすること。

(f)　別紙 6 に示す各種得点表示設備のほか、持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源、配管を見込むこと。

(ｲ)　小道場

a　諸室の用途

(a)　剣道（公式 2 面）、柔道（公式 2 面）、空手道（公式 2 面）、なぎなた（公式 2 面）、バスケットボール（非公式 1 面）、バレーボール（6 人制、9 人制の公式 1 面）、バドミントン（非公式 3 面）、卓球（公式 4 面）等のアマチュアレベルの試合や練習、ハンドボールの練習等の主に日常的な利用を目的とするものであること。

(b)　各種大会開催時には選手控え室としての利用も想定しているものであること。

(c)　地域の小規模な集会、講演会等の利用も想定すること。

b　幅、奥行、広さ、天井の高さの最低水準

(a)　競技床として 17m×30m以上を確保すること。

(b)　天井高は競技床全体に対して 8.5m（床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ）以上とするものとし、競技床以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。

c　配置上・動線計画上の留意点

各種大会開催時には選手控え室としての利用も想定しているため、大道場との配置、動線に配慮した計画とすること。

d　仕様上の特記事項

(a)　ハンドボール等の壁面の破損が懸念される競技を行うため、内部仕上げの堅牢性や保護のための配慮を十分に行うこと。

(b)　照明は、各種スポーツの利用に支障がないように、照度 500 ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。

(c)　別紙 6 に示す各種得点表示設備のほか、持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源、配管を見込むこと。

(ｳ)　剣道場（板床系武道専用道場）

a　諸室の用途

(a)　剣道、空手道及びなぎなた等の板床系武道の専用道場とし、公式試合を開催することも可能であるが、主に日常的な利用を目的とするものであること。

(b)　観客席は固定席 100 席以上を確保すること。

(c)　個々に必要な道具については、各自持込みを原則とすること。

b　幅、奥行、広さ、天井の高さの最低水準

(a)　競技床として 18m×30m以上を確保すること。

(b)　なぎなたでの利用も想定し、天井高は競技床全体に対して 5.0m（床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ）以上とするものとし、競技床以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。

c　配置上・動線計画上の留意点

(a)　観客席を固定席で 100 席以上確保した上で観客席人数上限の設定は事業者の提案によるが、関係法令等を遵守した計画とすること。

(b)　講師室、審判席（上座）、器具庫、専用更衣室（シャワー付）、男女トイレを設けること。

d　仕様上の特記事項

(a)　剣道での利用に適した床材とし、高強度衝撃緩衝二重床（剣道場仕様）フローリング仕上げとすること。

(b)　臭気等がこもらないよう、通風、換気には特に配慮すること。

(c)　照明は、公式競技の開催に対応できるように、照度 1,000 ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。

(d)　観客席から視認できる壁面上部（審判席の上部など）に横断幕等の設置が可能な吊物装置を設けること。具体的な設置範囲は事業者の提案によるものとする。

(e)　別紙 6 に示す各種得点表示設備のほか、持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源、配管を見込むこと。

(f)　壁面に高さ 2m、長さ 4m以上の鏡を計画し、競技時の破損防止用の扉を計画すること。

(ｴ)　柔道場（畳系武道専用道場）

a　諸室の用途

(a)　柔道等の畳系武道の専用道場とし、公式試合を開催することも可能であるが、主に日常的な利用を目的とするものであること。

(b)　観客席は固定席 100 席以上を確保すること。

(c)　個々に必要な道具については、各自持込みを原則とすること。

b　幅、奥行、広さ、天井の高さの最低水準

(a)　競技床として 18m×30m以上を確保すること。

(b)　天井高は競技床全体に対して 4.0m（床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ）以上とするものとし、競技床以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。

c　配置上・動線計画上の留意点

(a)　観客席を固定席で 100 席以上確保した上で観客席人数上限の設定は事業者の提案によるが、関係法令等を遵守した計画とすること。

(b)　講師室、審判席（上座）、器具庫、専用更衣室（シャワー付）、男女トイレを設けること。

d　仕様上の特記事項

(a)　柔道での利用に適した床材とし、競技エリア（50 畳 2 面）、安全エリア共に高強度衝撃緩衝二重床（柔道場仕様）タタミ仕上げとすること。

(b)　臭気等がこもらないよう、通風、換気には特に配慮すること。

(c)　照明は、公式競技の開催に対応できるように、照度 1,000 ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。

(d)　観客席から視認できる壁面上部（審判席の上部など）に横断幕等の設置が可能な吊物装置を設けること。具体的な設置範囲は事業者の提案によるものとする。

(e)　別紙 6 に示す各種得点表示設備のほか、持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源、配管を見込むこと。

(f)　壁面に高さ 2m、長さ 4m以上の鏡を計画し、競技時の破損防止用の扉を計画すること。

(ｵ)　弓道場（近的）

a　諸室の用途

(a)　近的競技の公式試合及び日常的な利用を目的とすること。

(b)　観客席は固定席 100 席以上を確保すること。

(c)　個々に必要な道具については、各自持込みを原則とすること。

b　幅、奥行、広さ、天井の高さの最低水準

(a)　公式試合の対応を可能とするため、28m×12 人立以上の規模を確保すること。

(b)　天井高は射場に対して 4.0m（床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ）以上とするものとし、射場以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。

c　配置上・動線計画上の留意点

(a)　基本的に建物屋上に計画すること。

(b)　観客席を固定席で 100 席以上確保した上で観客席人数上限の設定は事業者の提案によるが、関係法令等を遵守した計画とすること。

(c)　弓道場（遠的）との一体的な公式大会の開催を想定し、弓道場（遠的）の配置、動線に配慮した計画とすること。

(d)　看的所（両側 2 箇所）、審判席、講師室、選手用控えの間、巻藁練習室、器具庫、専用更衣室（シャワー付）、男女トイレを設けること。

d　仕様上の特記事項

(a)　側面に防矢ネット、上部に矢除板を設置し、観客席に防護スクリーンを設けるなど安全性に十分配慮した計画とすること。

(b)　照明は、照度 500 ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。

(c)　周辺地域への光害等に配慮した夜間照明を設置し、夜間の利用に対応した計画とすること。

(d)　持ち込みによる移動型の競技表示盤等に対応できる電源、配管を見込むこと。

(ｶ)　弓道場（遠的）

a　諸室の用途

遠的競技の公式試合及び日常的な利用を目的とすること。

b　幅、奥行、広さ、天井の高さの最低水準

(a)　公式試合の対応を可能とするため、60m×6 人立以上の規模を確保すること。

(b)　天井高は射場に対して 4.0m（床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ）以上とするものとし、射場以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。

c　配置上・動線計画上の留意点

(a)　基本的に建物屋上に計画するものとすること。

(b)　観客席は、若干数確保することが望ましいこと。

(c)　弓道場（近的）との一体的な公式大会の開催を想定し、弓道場（近的）の配置、動線に配慮した計画とすること。

(d)　看的所（両側 2 箇所）、審判席、選手控えの間、器具庫を設けること。

d　仕様上の特記事項

(a)　側面、上部とも防矢ネットを設置し、安全性に十分配慮した計画とすること。

(b)　照明は、照度 500 ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。

(c)　周辺地域への光害等に配慮した夜間照明を設置し、夜間の利用に対応した計画とすること。

(d)　持ち込みによる移動型の競技表示盤等に対応できる電源、配管を見込むこと。

(e)　観客席を確保した場合は、防護スクリーン等を設けるなど安全性に十分配慮した計画とすること。

(ｷ)　相撲場

a　諸室の用途

(a)　公式試合及び日常的な利用を目的とした屋内相撲場とすること。

(b)　選手 20 名以上での利用を想定すること。

(c)　観客席は固定席 100 席以上を確保すること。

b　幅、奥行、広さ、天井の高さの最低水準

(a)　競技床として 13m×13m以上（盛土表 1 面を含む）を確保すること。

(b)　天井高は競技床全体に対して 4.0m（土表面から天井梁、照明器具等（水引幕は除く）

最下部までの高さ）以上とするものとし、競技床以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。

c　配置上・動線計画上の留意点

(a)　観客席を固定席で100席以上確保した上で観客席人数上限の設定は事業者の提案によるが、関係法令等を遵守した計画とすること。

(b)　選手用控室、器具庫、専用更衣室（シャワー付）及びトイレを設けること。なお、選手用控室、専用更衣室（シャワー付）は20名以上での利用を想定すること。

(c)　選手、観客等の動線計画に配慮すること。

d　仕様上の特記事項

(a)　公式大会の利用も想定し、格式に配慮した空間を計画すること。

(b)　臭気等がこもらないよう、通風、換気には特に配慮すること。

(c)　照明は、公式競技の開催に対応できるように、照度1,000ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。

(d)　持ち込みによる移動型の競技表示盤等に対応できる電源、配管を見込むこと。

(e)　華美な相撲屋形（天井吊下式）は設置しなくても構わないが、土俵上の照明を覆う水引幕を設置すること。

(f)　土俵の土は、荒木田土を使用すること。

(g)　施工時には、競技団体と協議・調整を行うこと。

(ｸ)　トレーニング室

a　諸室の用途

高齢者の健康増進等を目的とした必要最低限のトレーニング室とすること。

b　仕様上の特記事項

(a)　設定目的に応じた必要最低限の機能とし、概ね180㎡程度とすること。

(b)　簡易なクッション付き二重床とする等の多目的な利用にも配慮した計画が望ましい。

(ｹ)　その他の諸室

その他の諸室の用途、室の使い方、特記事項については、「別紙5必要諸室及び仕様」を参照すること。それらを満たした上で、その他の諸室及び維持管理上必要と思われる諸室は適宜計画すること。

(3)　構造計画

ア　「建築工事標準仕様書／同解説ＪＡＳＳ鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）」に定める標準を採用し、コンクリートの耐久設計基準強度は24N／㎟以上とすること。

また、固定荷重・積載荷重・土圧・水圧・特殊荷重等に対し、建物及び部材の強度を適切に確保すること。

イ　運動等による振動が伝播しないように配慮した構造計画を行うこと。

(4)　設備計画

設備計画は事業者の提案による。

ただし、次に特記するものについては、積極的な対応を図ることが望ましい。

・省エネルギー、省資源への対応

・将来における修繕・更新に対応した仕様・工法の採用

ア　電気設備

(ｱ)　全般的事項

a　受変電設備、自家用発電設備及び静止型電源設備等の主要機器は、屋内設置とすること。

b　トイレ・湯沸し室等の水を使用する室の下階には、原則として電気室・発電気室等の室を計画しないこと。

c　更新性、メンテナンス性を考慮すること。

d　環境に配慮し、エコマテリアル電線の採用等を積極的に行うこと。

e　高効率変圧器及び調光システムの採用など、省エネルギー手法を積極的に採用すること。

f　維持管理、運営業務での使用量が分かる電力量計を必要箇所に設置すること。

g　各種イベントや興行時に必要な電気備品・機材等の利用に備えた電源設備を設けること。

h　電話、テレビ、ＬＡＮ等の各種設備は、部屋の大きさや使い勝手から必要な数量を見込むこと。

(ｲ)　設備項目ごとの事項

a　電灯設備

(a)　各室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等は、利用者に配慮し余裕を持った配置計画とすること。

(b)　非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関係法令等に基づき点検が容易に出来る機器を設置すること。

(c)　高効率型器具、省エネルギー型器具等の採用を積極的に行うこと。

(d)　高所に配置する器具は、容易に保守管理できるものとすること。

(e)　外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。

(f)　各室の照明は、事務室においても管理できるようにすること。また、各道場に設置する照明操作盤は、利用者が自由に操作できないようにすること。

b　動力設備

(a)　ボイラー・空調機・ポンプ類等の動力機器の制御盤を製作するとともに、配管配線、幹線配管配線等を行うこと。

(b)　動力制御盤は、原則として機械室内に設置すること。

c　受変電設備

(a)　受電方式は、既存施設の受電と共用のものとし、業務用電力で高圧受電すること。

(b)　既存側の電気使用量が分かるように、本施設の電気室内に電力量計（検定付）を設けること。

(c)　受変電装置は、屋内閉鎖型とすること。

(d)　負荷系統に適した変圧器構成とすること。

(e)　消防法、下関市火災予防条例及び所轄消防指導等に従って設置すること。

(f)　映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。

(g)　力率改善コンデンサは低圧側に設置すること。
(h)　高調波対策を行うこと。
(i)　高効率変圧器を採用すること。

d　静止形電源設備

(a)　非常照明・受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設けること。
(b)　コンピュータ等の停電時保障用に無停電電源装置を設けること。

e　自家用発電設備

(a)　関係法令等に基づき、施設内の重要負荷への停電送電用の予備電源装置を設置すること。
(b)　対象負荷は、関係法令等の規定を満たすとともに、エレベーター、給排水ポンプ類、無停電電源設備及び事務室等の運用上必要な室の照明やコンセントなどの設備に送電可能とすること。
(c)　運転時間は、12 時間以上とすること。
(d)　消防用非常電源設備とすること。

f　雷保護設備

建築基準法及び関係法令等に基づき、外部雷保護設備、内部雷保護設備を設置すること。

g　構内交換設備

(a)　建物内各室に配管配線等を行うこと。
(b)　ダイヤルイン方式とし、必要に応じた回線数とすること。
(c)　建物内各室で使用する内線電話は、その機能のみの配管配線等を行い、電話機を取り付けること。
(d)　各フロアに適宜配管配線等を行うとともに公衆電話を設置できるようにすること。

h　構内情報通信網設備

別紙 5 においてＬＡＮ配管が必要な場所においては、幹線敷設用ケーブルラックを敷設すると共に、ケーブル、ハブ、スイッチ等のＬＡＮ機器・配線の設備一式を整備すること。

i　時刻表示設備

親時計を事務室に設置し、施設内要所に子時計を設置すること。

j　拡声設備

(a)　消防法に定める非常放送設備を設置すること。
(b)　非常放送設備機能以外に、ＢGMとチャイム設備を備えること。
(c)　事務室から館内放送ができる設備とすること。

k　誘導支援設備

エレベーター、多機能便所等には押しボタンを設け、異常があった場合に、表示窓の点灯と警報音等により知らせる設備を設置すること。

l　テレビ共同受信設備

地上デジタル・FM・AM・ＢＳ・ＣＳ の各種テレビ・ラジオアンテナの設置（山口局、九州局を受信すること。）又はＣＡＴＶによる館内共聴設備を設けること。

m　防犯管理設備

(a)　建物の出入口にて、機械設備による監視が可能とすること。
(b)　エントランス・エレベーターホール・大道場・小道場・各武道場・外部（駐車場）等に適宜監視カメラを設置すること。なお、映像はWebとして配信可能とすること。
(c)　通用口の運用や設備保守用などに必要なインターホン設備を見込むこと。
(d)　事務室でモニター監視及び記録を行うことが可能とすること。
(e)　窓などの開口部を含め、適宜防犯設備を設けること。

n　自動火災報知設備

関係法令等に基づき設置し、事務室に受信機を設置すること。

o　構内配電線路・通信線路設備

電力、電話回線の引込み及び外灯その他の必要な電気設備・配管配線を設けること。

p　音響・視聴覚設備

「別紙5必要諸室及び仕様」に指定された各室に映像・音響設備を設置すること。

q　中央監視設備

(a)　施設内の各設備運転情報やエネルギーの管理ができる監視設備を設けること。
(b)　事務室に監視主装置を設置すること。また、事業者と別途指定される指定管理者等の各対象業務（設備管理、防災管理等）が個別に監視できるようにするものとし、仕切り壁等により容易に区分が可能となる計画とすること。
(c)　インターネット等により、外部のパソコン等で警報監視をできるものとすること。

イ　機械設備

(ｱ)　全般的事項

a　省エネルギー、省資源を考慮した設備とすること。
b　更新性、メンテナンスを考慮した計画とすること。
c　地球環境及び周辺環境に配慮した計画とすること。

(ｲ)　設備項目ごとの事項

＜空調換気排煙設備＞

a　熱源機器設備

(a)　空調用冷熱源・温熱源及び給湯用熱源のシステムは、事業者の提案によること。
(b)　燃料の種別に関しては、事業者の提案によること。

b　空調設備

(a)　各室の用途に応じ、室内環境を考慮した空調システムを採用することとし、その方式は事業者の提案によること。
(b)　事務室において各室の温度管理を行うものとし、各室での温度管理はできないものとする。また、エントランスホール、廊下等は、適宜エリア区分し、エリア毎に管理できるものとすること。

c　換気設備

(a)　シックハウスに配慮した換気設備を設け、空気環境基準に則した除塵対策を行うこと。
(b)　空調された部屋には、熱回収可能なものを設置すること。

d　排煙設備

自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙設備を設けること。

e　自動制御設備

事務室において各種設備機器の運転監視を可能とすること。

＜給排水衛生設備＞

f　給水設備

給水方式は、事業者の提案とすること。

g　排水設備

(a)　運動公園の既存設備とは別途、本施設の事業用地内に単独で浄化槽の設置等を行った上で、適切な方法で処理すること。

(b)　運動公園外への放流は不可であるため、閲覧資料１における既存浄化槽の処理方法等を参考にした上で事業用地内での蒸発散方式等により処理することを想定している。ただし、合理的な事業提案で公園敷地内での用地の追加が想定された場合は、公園管理者と協議することも可能とする。なお、事業用地外で要する費用についても事業者の負担とする。

h　ガス設備

必要に応じて設置すること。

i　衛生器具設備

(a)　清掃等維持管理に考慮して選定すること。

(b)　原則として洋式便器とするが、和式便器も計画すること。なお、和式便器数は、興行施設等での一般的な利用・混雑状況等を考慮の上、事業者の提案によるものとする。

(c)　ウォシュレットの設置有無は、事業者の提案によるものとする。

(d)　多機能便所は原則として、男女別、オストメイト対応とし、収納式ベビーシート、ベビーチェアも整備すること。

(e)　一般便所(男女共)にはベビーベットを各一ヶ所設置すること。
また、便所ブース内にはベビーチェアを各一ヶ所以上に設置すること。

(f)　便所の小便器は自動洗浄とし、洗面器は自動水栓とすること。
また、子供用小便器の設置も考慮すること。
なお、女子便所には擬音装置等を考慮すること。

(g)　ウォータークーラーを適宜設置すること。

j　給湯設備

(a)　必要諸室には電気温水器又はガス給湯器で給湯すること。

(b)　ＩＨヒーター等を設置し、薬缶での湯沸かしを配慮すること。なお、最低限、事務室に近接する湯沸室を独立して設け、当該湯沸室に設置すること。

k　消防設備

消防法に準拠した適切な消防設備を設置すること。

l　エレベーター設備

(a)　事務室にエレベーター用インターホンを設置すること。

(b)　利用者用エレベーターは、障害者・高齢者対応とすること。

(5)　外構計画

外構計画に当たっては、敷地形状を考慮し、車両動線や緑地を計画するとともに、耐久性や美観にも配慮するものとする。

ア　駐車場

(ア)　本施設周辺の事業用地内の余剰地には、周辺状況を十分に考慮した計画とした上で、できるだけ多くの駐車場を確保すること。

(イ)　車椅子利用者用駐車スペースを計画すること。なお、当該駐車台数の設定にあたっては、武道館専用駐車場とみなし、山口県福祉のまちづくり条例の規定を適用すること。

(ウ)　大型バス専用駐車場は必ずしも必要としないが、エントランス付近に大型バスの乗降が可能なスペースを確保すること。

イ　機器等搬入スペース

機器等搬入スペースを、施設運営上必要最小限の範囲で計画すること。

ウ　敷地内植栽

周辺の既存植栽との調和に配慮した上で、必要最低限の植栽を設けること。緑化の形式や場所に関しては、事業者の提案によるものとする。

なお、緑地には散水設備を設けること。

エ　敷地内排水設備

建物周囲及び事業用地内の雨水を速やかに排水するように、排水設備を整備すること。

オ　敷地内外灯

(ア)　事業用地内について、主要な動線の範囲に設置すること。

(イ)　灯数は事業者の提案によるものとするが、外観デザインは、閲覧資料 3 に示す既存外灯と調和し、かつ仕様（性能、耐久性）は同等以上とすること。

(ウ)　自動点滅及び時間点滅が可能な方式を採用すること。

(エ)　敷地内外灯の保守管理は事業者の業務範囲外とし、公園内の既存外灯と合わせて、別途、保守管理を実施する。このため、閲覧資料 4 に示す既存の外灯用分電盤に接続すること。

カ　敷地内舗装

(ア)　構内道路は、車両通行による沈下・不陸及び段差等を生じない構造とすること。

(イ)　透水性の高い舗装とするなど、雨水流出量の抑制を図ること。

(ウ)　車両の通行及び歩行者の安全確保のために、必要な路面表示を設けるとともに、必要に応じて歩道を設置すること。

キ　その他

(ｱ)　懸垂幕を、視認しやすい場所を勘案して２か所設置すること。なお、懸垂幕のサイズは、1m×10m程度を想定しているが、縦型、横型も含め、事業者の提案によるものとする。

(ｲ)　事業用地内において、必要最小限の外構サインを計画すること。

３　設計、建設、工事監理業務等の個別業務に関する要求水準

(1)　事前調査業務及びその関連業務

ア　業務の内容

(ｱ)　施設整備に必要な調査（地盤調査、土壌調査、敷地測量、電波障害事前調査等）

(ｲ)　施設整備に必要な官公署許認可手続

イ　業務の期間

(ｱ)　業務の期間は、本施設の開設時期に合わせるように計画すること。

(ｲ)　関係機関と十分に協議し、事業全体のスケジュールに支障がないように調整し、本業務を円滑に推進するように期間を設定すること。特に、運動公園内の既存施設は通常どおりの運営を予定しているため、利用者の妨げとならないよう、公園管理者と協議、調整すること。

ウ　業務の実施体制等

(ｱ)　業務に必要となる調査については、事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて、業務を遂行するものとすること。

(ｲ)　事業開始の前提となる、下関市及び近隣地区への説明及び調整等は県が実施するが、必要に応じて県に協力すること。

(ｳ)　着工に先立ち、近隣地区住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と建設工事に係る近隣地区住民の理解及び安全を確保すること。

(ｴ)　本施設の建設及びその建設工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、問題があれば適切な処置を行うこと。

(ｵ)　調査に先立ち調査概要及び日程等を記載した事前調査要領書を県に提出し、県の確認を受けること。

　なお、テレビ電波障害に関する調査については、受信レベル・受像画像等の調査結果をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。その他の調査に関しても、その都度報告書を作成し県に提出すること。

(2)　設計（基本設計・実施設計）及び関連業務

ア　業務の内容

本書に基づく、本事業における整備対象施設の設計

イ　業務の期間

業務の期間は、事業用地の造成完了時期を踏まえ、準備工事等を含めて、供用開始時期に間に合わせるように計画すること。

なお、具体的な期間については、事業者の提案に基づき事業契約書に定めるものとする。

ウ　業務の実施体制等

(ｱ)　組織体制づくりと設計責任者の配置

設計に当たる組織体制づくりを行い、設計責任者を配置した上で、設計着手前に県に通知すること。

(ｲ)　設計計画書の作成及び提出

設計着手前に必要に応じて現地確認等の事前調査を行った上で、詳細工程表を含む設計計画書を作成し、県に提出して承認を得ること。

(ｳ)　進捗管理

進捗管理は、事業者の責任において行うこと。

(ｴ)　設計変更

県は、必要があると認める場合は、事業者の提案を逸脱しない範囲において、事業者に対して、本施設の設計変更を要求することができるものとする。

その場合、当該変更により、事業者に追加的な費用（設計費用、直接工事費、将来の維持管理費等）が生じたときは、県が当該費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときは、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

(ｵ)　基本設計及び実施設計に関する書類の提出

基本設計及び実施設計終了時には、次の書類を予定しているが、その他必要な事項等については、協議によるものとする。

提出図書は、原図及びＣＡＤデータ（オリジナルＣＡＤデータ及び変換ＳＦＣデータ）、ＰＤＦデータを提出すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途、県の指示によること。

a　基本設計

(a)　基本設計図(A3 版)

○共通図

・表紙　・基本計画説明図

・敷地案内図　・配置図　・面積表

○建築(意匠)設計図

・建築計画概要書　・仕様概要表　・配置図　・平面図（各階）　・立面図（各面）

・断面図　・矩形図（主要部）　・仕上表　・各室面積表　・求積表及び面積表

・屋外整備計画図　・防火区画図　・日影図

・構造計画概要書(基本構造計画案を含む。)

○電気設備設計図

・電気設備計画概要書　・照明、音響設備計画概要書(照度分布図・音圧分布図を含む。)
・配置図　・各設備系統図
・各階平面図(主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度)
・各室必要設備諸元表

〇機械設備設計図
・機械設備計画概要書　・空気調和設備計画概要書　・給排水衛生ガス設備計画概要書
・汚水処理設備設計画概要書
・配置図　・各設備系統図
・各階平面図(主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度)
・各階必要設備諸元表

〇昇降機設備設計図
・昇降機設備計画概要書
・配置図　・各設備系統図
・各階平面図(主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度)

〇説明資料
・基本設計説明書
・意匠計画書　・構造計画書　・ランニングコスト計算書　・負荷計算書
・電気・機械設備計画書　・ユニバーサルデザイン検討書　・採用設備計画比較検討書
・近隣対策検討書(電波障害机上調査書等)　・工事計画書(建設計画、工程計画)

(b)　工事費概算書
〇建築（意匠）
〇建築（構造）
〇電気設備
〇機械設備
〇昇降機設備

(c)　透視図（鳥瞰・メインエントランス部外観・各道場内観〔大道場、小道場、剣道場、柔道場、弓道場（近的）、弓道場（遠的）、相撲場〕）

(d)　什器備品リスト及びカタログ

(e)　事前調査資料

(f)　その他必要図書

b　実施設計

(a)　実施設計説明書(A3 版)

(b)　実施設計図(A1 版)
〇共通図
・表紙　・図書目録　・特記仕様書
・敷地案内図　・配置図　・面積表及び求積図　・工事区分表　・仮設計画図
・平均地盤算定図　・敷地高低測量図　・敷地測量図　・真北測量図

○建築(意匠)設計図
・仕様書　・仕様概要表　・仕上表　・平面図（各階）　・立面図（各面）　・断面図
・矩形図　・平面詳細図　・断面詳細図　・各部詳細図　・展開図　・屋根伏図
・天井伏図　・建具表　・工作物等詳細図

○建築(構造)設計図
・構造標準詳細図　・基礎、杭伏図　・基礎梁伏図　・各階伏図　・軸組図
・断面リスト　・基礎配筋図　・各階配筋図　・鉄骨詳細図　・構造伏図
・構造軸組図　・構造各部断面図　・構造各部詳細図

○屋外整備計画図
・外構平面図　・縦横断面図　・各部詳細図　・雨水排水計画図　・植栽図

○防火区画図

○日影図

○色彩計画図

○電気設備設計図(屋外も含む。)
・受変電、発電設備図(機器仕様・結線図、機器配置図、系統図)
・電灯設備図(平面図、系統図、分電盤図、照明器具図)
・動力設備図(平面図、系統図、制御盤図)
・情報通信設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図、端子盤図)
・防災、防犯設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)
・テレビ共聴設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)
・避雷針配線及取付図
・照明、音響設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)
・中央監視設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)
・電波障害対策図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)

○機械設備設計図
・給排水衛生ガス設備図［給排水、給湯、ガス、消火　等］
(屋外平面図、平面図、詳細図、系統図、機器リスト)
・空気調和設備図［空調、換気、排煙、自動制御　等］
(平面図、詳細図、系統図、機器リスト)

○昇降機設備設計図
・配置見取り図　・機械室詳細図　・かご詳細図　・シャフト縦断面図　・各部詳細図
・各階平面図　・機器詳細図

○消防設備計画書

○その他必要な図面

(c)　設計計算書

○構造計算書

○電気設備設計計算書

○照明、音響設計計算書

○機械設備設計計算書

・空気調和設備設計計算書　・給排水衛生ガス設備設計計算書

・浄化槽設備設計計算書（蒸発散装置を含む。）

○昇降機設備設計計算書

(d)　工事費内訳書

○建築

○電気設備

○機械設備

○昇降機設備

(e)　各種確認申請図書

(f)　積算数量算出書、数量調書

(g)　各種技術書

・雨水排水流量計算書　・省エネ計算書　・ＬＣＣ計算書　・ＬＣＣO2 計算書　等

(h)　設計説明書等

・ユニバーサルデザイン説明書　・環境対策説明書　・リサイクル計画書　・法的検討書

・室内空気中化学物質の抑制措置検討書　・その他提案内容により必要となる説明書等

(i)　各記録書

(j)　什器備品リスト及びカタログ

(k)　模型（1/400～1/500、A1 版程度）

(l)　透視図（鳥瞰・メインエントランス部外観・エントランスホール内観・各道場内観〔大道場、小道場、剣道場、柔道場、弓道場（近的）、弓道場（遠的）、相撲場〕）

(ｶ)　各種申請業務

着工に先立ち、関係法令等で定められた建築確認申請等の建設工事に伴う各種申請の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。

また、各種許認可等の書類の写しを遅滞なく県に提出すること。

(ｷ)　留意すべき事項

a　県は、設計の検討内容について、何時でも事業者に確認できることとする。

b　県が、国・市などの関連機関に対して報告等が必要となる場合には協力すること。

(3)　建設工事及びその関連業務

ア　業務の実施方法等

(ｱ)　関係法令等を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。

なお、建設に当たって必要となる関係官公署との協議に起因する工事の遅延については、事業者の責任とするものとする。

(ｲ)　工事に伴う影響（車両の交通障害、騒音、振動などの特に公園内の既存施設の利用者への影響及び近隣地区住民への影響）を最小限に抑えるための工夫を行うこと。

なお、建設業務の実施に関する近隣説明は事業者が実施することとし、この業務に起因する工事の遅延については事業者の責任とするものとする。詳細については、P30.Ⅱ.3.(6)

を参照のこと。

イ　業務の内容

＜着工前の業務＞

(ｱ)　関係書類の作成及び提出

a　事業者は、建設工事着工前に次の書類を作成し、県に提出することを予定しているが、その他必要な事項等については、事業者との協議による。

なお、提出時の体裁、部数については、別途、県の指示によること。

【着工時の提出書類】

(a)　現場代理人届、主任技術者届、監理技術者届（経歴書を含む。）
（主任技術者、監理技術者は、その資格証の写し。）

(b)　工事監理者届

(c)　下請業者届（予定を含め、修正があればその都度提出）

(d)　主要材料届（予定を含め、修正があればその都度提出）

(e)　工事担当者名簿

(f)　実施工程表

(g)　施工体系図（修正があればその都度提出）

(h)　総合施工計画書

(i)　工事監理計画書（業務体制表を含む。）

(j)　官公署・事業会社の許認可等書類の控え又は写し及びその一覧表

(k)　各種試験成績表

(l)　火災保険証書の写し

(m)　建設業退職金共済制度掛金収納書

(n)　その他必要図書

(o)　図面製本　原版二つ折り－2 部　及び　縮小A3 版二つ折り－4 部

(p)　パンフレット（A4 版、カラー、再生紙利用、中厚紙、見開き 8 頁、300 部程度）

b　これらの書類は、建設企業が作成し、工事監理者に提出した後、工事監理者がその内容を確認した上で、工事監理者が県に提出するものとする。

＜建設期間中の業務＞

(ｲ)　建設工事

a　関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。

b　事業者は、工事記録を作成し、工事現場に常備すること。

c　毎月､県に工事監理状況を報告するほか､県から要請があれば工事の施工状況について、事前説明及び事後報告を行うものとすること。

また、必要に応じ、県が要請する書類を作成し、提出すること。

d　県は、事業者又は建設企業が行う工程会議に立会うことができるとともに、何時でも工

事現場で施工状況の確認を行うことができるものとする。

e　工事中における当該関係者及び近隣への安全対策については万全を期すこと。

f　必要に応じて工事の状況の説明及び調整を随時行い、工事を円滑に進めること。

g　事業者は、建設期間中に次の書類を作成し、県に提出することを予定しているが、その他必要な事項等については、事業者との協議による。

なお、提出時の体裁、部数については、別途、県の指示によること。

【建設期間中の提出書類】

(a)　月間工程表

(b)　週間工程表

(c)　施工計画書 の写し（県が求めたとき）

(d)　施工体制台帳の写し（県が求めたとき）

(e)　施工体系図の写し（県が求めたとき）

(f)　電気関係各種届出書（電気主任技術者、受電申込み、経済産業局へ保安規定の届出等）

(g)　消防設備関係提出書類（着工届、設置届）

＜工事完成時の業務＞

(ｳ)　完了検査及び工事完成確認

完了検査及び工事完成確認は、次の「a　シックハウス対策の検査」、「b　事業者による完了検査」、「c　県の工事完成確認」の規定に即して実施するものとする。

ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しないものとする。

a　シックハウス対策の検査

(a)　整備する備品の設置が終わった段階で、次の「b　事業者による完了検査」に先立って本施設におけるホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物（トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン）の室内濃度を測定し、その結果を県に報告するものとする。

(b)　測定値が「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定法について」（厚生省医薬局長通知）に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、次の「c　県の工事完成確認」までに是正措置を講ずるものとする。

b　事業者による完了検査

(a)　事業者の責任及び費用において、本施設の完了検査及び機器・器具・整備備品等の試運転検査等を実施すること。

(b)　完了検査及び機器・器具・整備備品等の試運転検査等の実施については、それらの実施日の7日前までに県に通知すること。

(c)　県は、事業者が実施する完了検査並びに機器・器具及び什器備品の試運転に立会うことができる。

(d)　事業者は、県に対して完了検査の結果並びに機器・器具及び什器備品の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、書面により工事が完了したことを通知すること。

c　県の工事完成確認

県は、事業者による前述「b　事業者による完了検査」、機器・器具及び什器備品の試運転検査後の終了後、次の方法により行う工事完成確認を実施するのもとする。

(a)　県は、事業者又は工事請負人等並びに工事監理者の立会いの下で、工事完成確認を実施するものとする。

(b)　事業者は、機器・器具及び什器備品の取扱に関する県への説明を、完了検査時の試運転とは別に実施するものとする。

(エ)　工事完成図書の作成及び提出

県による工事完成確認に必要な次の工事完成図書を作成し、工事完成確認を受けること。なお、これら図書を本施設内に別途保管すること。

(a)　鍵及び工具等引渡書

(b)　完成図(工事完成図一式)

(c)　工事完成写真及び工事記録写真

(d)　検査試験成績書

(e)　保守点検指導書

(f)　取扱説明書

(g)　保証書

(h)　(i)～(o)以外の官公署・事業会社等の関係機関の許認可等書類の原本又は写し及びその一覧表（原則として原本とするが、法律上事業者が保管する必要のあるもの及び原本以外の着手時の提出分を除く。）

(i)　確認通知書（計画変更が有った場合の計画変更通知書を含む）

(j)　建築基準法に基づく検査済証及び中間検査済証（中間検査を受けた場合）

(k)　建築基準法の規定により必要な届出書の副本

(l)　建築士法に基づく工事監理報告書

(m)　消防法に基づく検査済証

(n)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定通知書

(o)　山口県福祉のまちづくり条例に基づく適合証

(p)　ＶＯＣ分析試験報告書

(q)　建設廃棄物処理実績報告書（マニフェストＥ表の写し提出）

(r)　完了検査調書（事業者によるもの）

(s)　建設業退職金共済証紙使用内訳書

(t)　(d)から(q)以外に必要となる検査済証、届出書、報告書等

(u)　什器備品配置票一式（什器備品リスト・カタログを含む。）

(v)　保全に関する資料

（使用材料表・使用機器表、機器納入仕様書、緊急連絡先一覧表、エレベーター取扱要領）

(w)　諸官庁協議議事録

(x)　工事日誌

(y)　マイクロフィルム

(z)　その他必要図書

※　提出時の体裁、部数等については、別途県の指示するところによる。

※　提出図書は、ＣＡＤデータ（オリジナルＣＡＤデータ及び変換ＳＦＣデータ）、ＰＤＦデータも提出すること。

※　その他必要な事項等については、事業者との協議による。

なお、工事完成写真の著作権等については、次のとおりとすること。

a　事業者は、県による工事完成写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを県に対して保証するものとする。事業者は、かかる工事完成写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

b　事業者は、工事完成写真の使用について次の事項を保証するものとする。

(a)　工事完成写真は、県が行う事務及び県が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとし、この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。

(b)　事業者は、あらかじめ県の承諾を受けた場合を除き、工事完成写真が公表されないようにし、かつ、工事完成写真が県の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。

(4)　工事監理業務

ア　工事監理者は、本件工事の監理状況をまとめた工事監理報告書を作成し、事業者を通じて県に毎月報告すること。

なお、県が要請したときは、随時報告を行うこと。

イ　県への工事完成確認は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。

ウ　工事監理業務の内容は、「民間(旧四会)連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とすること。

ただし､工事監理者が行う施工計画の検討･助言は､本件工事の全てを対象として行うこと。

(5)　什器備品等調達・設置業務

ア　事業者は、「別紙６什器備品リスト」に示す什器備品を調達及び設置すること。

イ　「別紙６什器備品リスト」に示す什器備品については、建物と同様に工事完成後に県に引渡し、県の所有物とする。

ウ　什器備品は､ホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が少ないものを選定するように配慮すること。

エ　事業者は、県の工事完成確認までに耐震対策や動作確認などを行うこと。

(6)　建設に伴う近隣対応・対策業務

事業者は、近隣地区住民等に対して、事業に関する説明等を十分に行い、合意形成を図った

上で、円滑に事業を実施するものとする。

ア　業務の範囲

(ｱ)　日照阻害

周辺地域への影響を抑える対策を行うこと。

(ｲ)　電波障害

障害範囲については、電波障害対策を行うこと。

(ｳ)　臭気

排水処理施設等から生じる臭気が周辺に拡散しない対策を行うこと。

(ｴ)　騒音・振動

設備機器作動時や配送作業時等に発生する音や振動が、周辺に影響を与えない対策を行うこと。

(ｵ)　地下水

地下水の利用は不可であると共に、地下水に影響を与えない対策を行うこと。

イ　業務の内容

(ｱ)　事業者は、近隣地区住民等に対して、工事内容及び作業時間等について周知徹底し、了承を得ること。

(ｲ)　事業者が行う近隣説明範囲は、建設業務に関する事項とすること。

(ｳ)　工事施工中は、近隣地区住民等に対して、次の事項に留意すること。

a　近隣地区住民等への安全対策については万全を期すこと。

b　必要に応じて工事の状況の説明及び調整を随時行い、工事を円滑に進めること。

(ｴ)　騒音、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他の建設工事に伴い近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。

(ｵ)　万が一、周辺地域に悪影響を与えた場合は、事業者の責めにおいて苦情処理等を行うこと。

(ｶ)　隣接する建物や道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。

(ｷ)　事業者は、近隣への対応について、県に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

(7)　その他の業務

ア　供用開始前の準備業務

(ｱ)　事業者は、供用開始に先立ち、維持管理に必要な人材を確保し、供用開始前に必要な準備を行うこととする。なお、維持管理期間が開始する日の 90 日前までに維持管理業務計画書を県に対して提出し、県と協議の上、維持管理期間が開始する日までに県の承認を受けなければならない。

(ｲ)　事業者は、供用開始前の準備を完了し、かつ維持管理業務計画書に従って本施設の維持

管理を行うことが可能になった時点において、県に通知すること。

(ｳ)　事業者は、供用開始後に円滑な施設利用ができるように、供用開始前の準備期間に県及び県が別に指定する指定管理者に機器等の操作説明等を行うこと。

イ　本施設の引渡し及び所有権取得に係る業務

事業者は、県から本施設の工事の工事完成確認通知書を受領した後、引渡し予定日までに、県に対し、工事完成図書とともに本施設の引渡しを行い、県に所有権を取得させるものとする。

III　施設の維持管理業務に関する事項

１　業務全般に係る要求事項

(1)　用語の定義

本書において使用する、施設の維持管理に係る用語の定義は、次のとおりとする。

機能---------- 目的又は要求に応じてものが発揮する役割

性能---------- 目的又は要求に応じてものが発揮する能力

劣化---------- 物理的、化学的及び生物的要因により、性能が低下すること。ただし、地震や火災等の災害によるものを除く。

保全---------- 建築物（設備を含む。）及び付帯施設等の対象物の全体又は部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすること。

運転・監視---- 設備機器等を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。

点検---------- 施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることで、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じた応急措置を判断することを含む。

保守---------- 施設が必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。

清掃---------- 汚れを除去し、又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

更新---------- 機能が劣化した設備や機器等（備品を含む）を新たに設備・調達する保全業務をいう。

修繕---------- 施設の劣化した部分もしくは部材又は低下した性能もしくは機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

大規模修繕---- 建築物の躯体については建物の一側面、連続する一面全体、又は全面に対して行う修繕を、設備機器については機器系統の更新を示す。

(2)　業務の内容

事業者が行う維持管理業務は次のとおりとし、その対象は、原則として事業者が本事業の中で整備した範囲とするが、詳細な範囲設定が必要な業務については、県と協議するものとする。

ア　建築物保守管理業務（点検、保守その他一切の保守管理業務を含む。）

イ　建築設備保守管理業務（設備運転・監視、点検、保守その他一切の保守管理業務を含む。）

ウ　環境衛生管理業務

エ　警備業務

オ　その他これらを実施する上で必要な関連業務

※　次の業務については、事業者の業務範囲に含まない。

(ｱ)　清掃業務

(ｲ)　什器備品保守管理業務

(ｳ)　植栽及び外構維持管理業務（事業者が設置する外灯、外構サインを含む）
　なお、建物に付随して整備された屋外排水設備のうち、建物～集水枡間は事業者の業務範囲とする。
(ｴ)　相撲場の土俵及び土俵周りに関する維持管理業務
　なお、土俵を含む競技床以外の土俵上の照明等に関する維持管理業務は事業者の業務範囲とする。
(ｵ)　大規模修繕業務
(ｶ)　運営業務全般

(3)　業務実施の考え方

本施設において必要とされる業務を遂行する上で支障がないように、また、利用者が安全かつ快適に利用できるように、事業期間を通じて次の事項に従って、定められた業務水準を維持するものとする。

ア　多くの県民等がスポーツの利用に供するとともに、スポーツ大会やイベント等を開催する集客施設である点を十分に考慮し、適切に業務を実施すること。
イ　維持管理は、適切、良好に行い、予防保全を基本とし、劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。
ウ　建築物（付帯設備を含む。以下この項において同じ。）が有する性能を保つこと。
エ　省エネルギー・省資源に努めること。
オ　創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
カ　本施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康被害を未然に防止すること。
キ　環境汚染等の発生防止に努めることによって、総合的に環境負荷の低減を図ること。
ク　ライフサイクルコストの削減に努めること。
ケ　建築物の財産価値の確保を図ること。
コ　故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、回復に努めること。

(4)　業務の実施体制等

ア　事業者は、維持管理業務責任者を定め、本業務を統括させること。
イ　業務の従事者は、業務の内容に応じて必要となる知識及び技能を有する者とし、業務の実施に当たり、関係法令等により資格を必要とする場合には、有資格者とすること。
ウ　事業者は、業務の実施に先立ち、業務の実施体制を整備し、(5)に示す「維持管理業務計画書」において県に報告するとともに、確認を受けること。
エ　従事者は、従事する業務の内容にふさわしい服装及び装備で、業務を行うこと。
オ　本書で示した内容を満たさない状況が発見された場合は、別に定める方法により、県に連絡するとともに、必要な措置を講ずること。

(5)　維持管理業務計画書等

ア　事業者は、維持管理業務の実施に先立ち、業務区分ごとに実施体制、実施内容、実施スケ

ジュール等の必要な事項を記載した「維持管理業務計画書」を県に提出し、確認を受けること。

イ　事業者は、毎事業年度の開始前に、業務区分ごとの詳細の実施スケジュール等の必要な事項を記載した「維持管理業務年間計画書」を作成し、県に提出した上で、確認を受けること。

ウ　事業者は、「維持管理業務計画書」及び「維持管理業務年間計画書」（以下、「維持管理業務計画書等」という。）に基づき実施した業務内容について、業務日誌を作成するとともに、「月間業務報告書」、「半期業務報告書」及び「年間業務報告書」を作成し、県に提出した上で、確認を受けること。

エ　事業者は、維持管理業務計画書等を変更する場合には、県と協議し、承認を得ること。

オ　事業者は、法定点検を行ったときは、速やかに県に点検結果を報告すること。

カ　県は、必要に応じて業務の実施に立ち会うことができるとともに、事業者に対して資料等の提出を求めることができるものとする。

キ　事業者は、施設管理台帳を整備・保管し、県の要請に応じて提示すること。

(6)　業務提供時間帯

本施設の運営等に支障がないように、業務区分ごとに業務実施時間帯を設定すること。

なお、設定に当たっては、事前に県と協議を行うこと。

(7)　関係者協議会の設置

県、事業者及び県が別に指定する指定管理者等の関係者から構成される関係者協議会を設置する予定である。事業者は、関係者との情報共有に努め、本施設の円滑な事業運営に努めること。詳細は、指定管理者決定後に別途協議するものとする。

(8)　非常時及び災害時の対応

ア　安全管理に係る業務として事故防止に努めるとともに、事故及び災害発生時に備え、緊急時の対応、防犯対策及び防災対策について、予め県と協議し、マニュアルを作成すること。

イ　事業者は、従事者に当該マニュアルの周知徹底を図り、事故等が発生した場合は、マニュアルに基づき直ちに必要な措置を講ずるとともに、関係機関、県及び県が別に指定する指定管理者に報告すること。

(9)　点検及び故障等への対応

ア　点検及び故障等への対応は、維持管理業務計画書等に従って速やかに実施すること。（法定点検を含む。）

イ　施設の修繕記録、設備の運転・点検記録及び整備・事故記録等を作成し、事業期間中保管すること。

ウ　事業者は、建築設備等の故障を発見した場合、速やかに県に報告すること。

なお、軽微なものについては、後日、運転・点検記録の提出をもって報告にかえることができるものとする。

エ　運転時間の調整が必要な設備に関しては、県と協議して運転期間・時間等を決定すること。

オ　点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合は、適切な方法により対応すること。

カ　高所作業等の危険伴う作業については安全対策を確実に行い、事故のないように実施すること。

(10)　費用の負担

業務に要する費用（管球等の消耗品を含む。）は、事業者が負担するものとする。ただし、維持管理業務に必要な光熱水費についてはこの限りではない。

(11)　事業期間終了時の要求水準

事業者は、維持管理業務を適切に行うことにより、事業期間が終了したときにおいても、引き続き本施設を利用できるように、本書に示す良好な状態を保持していなければならない。

2　個別業務に係る要求事項

(1)　建築物保守管理業務

ア　業務の対象

本施設のうち、建物及び付帯施設に関する部分を対象とする。（ただし、相撲場の土俵、土俵周りは除く。）

イ　業務の内容

(ｱ)　日常（巡視）保守点検業務

建築物が正常な状況にあるかどうか現場を巡回して五感により観察し、異状を感じたときには正常化に向けた措置を行うものとする。

(ｲ)　定期保守点検業務

建築物が正常な状況にあるかどうか五感のほか、測定等により建築物の状態を確認し、建築物の良否を判定の上、点検表に記録するとともに、建築物の各部位を常に最良な状態に保つものとする。

(ｳ)　法定点検業務

a　建築基準法の規定により、建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を実施すること。

b　点検により不具合が発見された場合は、適切な方法により対応すること。

(ｴ)　クレーム対応業務

a　申告等により発見された不具合の修理を行うこと。

b　クレーム、要望、情報提供等に対し、迅速な判断により対処すること。

c　クレーム等の発生時には、現場調査、初期対応等の措置を行うこと。

(ｵ)　修繕業務

a　修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の責任の範囲であれ

ば速やかに修繕を実施すること。

b　本施設の利用者又は不審者の故意・過失で生じた破損等に関して、責任の範囲が明確でない場合は、県とその責任の範囲及び負担を協議の上、修繕等を実施すること。

ウ　業務の要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

表Ⅲ－１　建物部位別維持管理要求水準内容

項　　目	内　　　　容
① 内壁、外壁（柱､懸垂幕フレームを含む）	○仕上げ材や塗料の浮き、剥落、ひび割れ、破損、変形、錆付き、腐食、チョーキング、エフロレッセンスの流出等がない状態を維持すること。 ○漏水等が発生しない状態を維持すること。
②床（床金具を含む）（柔道場の畳を除く）	○仕上げ材の浮き、はがれ、ひび割れ、腐食、極端な磨耗等がない状態を維持すること。 ○各スペースの特性に応じた利用に支障のない状態を維持すること。 ○漏水等が発生しない状態を維持すること。
③屋根	○漏水がない状態を維持すること。 ○金属部分が錆びたり、腐食したりしていない状態を維持すること。 ○仕上げ材の割れ、浮きがない状態を維持すること。
④天井	○仕上げ材や塗料の浮き、剥落、ひび割れ、破損、変形、錆付き、腐食、チョーキング、エフロレッセンスの流出等がない状態を維持すること。 ○ボード類のたわみ、割れ、外れがない状態を維持すること。 ○漏水等が発生しない状態を維持すること。
⑤建具（扉・窓・窓枠・シャッター･可動間仕切り等）	○がたつきや緩み等がなく、可動部がスムーズに動く状態を維持すること。 ○所定の水密性、気密性、遮断性が保たれている状態を維持すること。 ○各部にひび割れ、破損、変形、仕上げの変退色、劣化、錆付き、腐食、結露等の発生、部品の脱落等がない状態を維持すること。 ○自動扉及び電動シャッターが正常に作動する状態を維持すること。 ○開閉、施錠装置が正常に作動する状態を維持すること。 ○ガラスが破損、ひび割れしていない状態を維持すること。
⑥階段、スロープ	○通行に支障、危険をおよぼすことがない状態を維持すること。 ○仕上げ材、手摺り等に破損、変形、緩み等がない状態を維持すること。
⑦手すり	○ぐらつき等がなく、機能に問題がない状態を維持すること。

エ　その他

建築物内外の通行等を妨げないように実施し、運営業務に支障をきたさないこと。

⑵　建築設備保守管理業務

ア　業務の対象

本事業による建物を機能させるため、事業者により設置された各種設備（地中設備、埋設配管、暗渠及び排水桝等を含む）を対象とする。

イ　業務の内容

㋐　運転・監視業務

a　諸室の用途、気候の変化、利用者の快適性等を考慮に入れて、各設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。

b　運転時期の調整が必要な設備に関しては、県と協議し運転期間・時間等を決定すること。

c　各設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、発見した場合は除去又は適切な対応を取ること。

㋑　日常（巡視）保守点検業務

各設備が正常な状況にあるかどうか現場を巡回して五感により観察し、異状を感じたときには正常化に向けた措置を行うものとする。

㋒　定期保守点検業務

a　各設備について、常に正常な機能を維持できるように、設備系統ごとに定期的に点検・対応を行うこと。

b　点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

㋓　法定点検業務

a　各設備の関係法令等の規定により、点検を実施すること。

b　点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合には、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

㋔　劣化等への対応業務

劣化等について調査・診断・判定を行い、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により迅速に対応すること。

㋕　故障・クレーム対応業務

a　申告やアラーム等により発見された軽微な故障の修理を行うこと。

b　クレーム・要望（ブレーカー断・暑い・寒い等）・情報提供等に対して迅速に対処すること。

c　故障・クレーム発生時には、現場調査・初期対応・処置を行い、必要に応じて速やかに県に報告すること。

㋖　修繕業務

修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の責任の範囲であれば速やかに修繕を実施すること。なお、責任の範囲が明確でない場合は、県とその責任の範囲及び負担を協議の上、修繕等を実施すること。

ウ　業務の要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

表III－２　設備別維持管理要求水準内容

項　目	内　容
①照明	○すべての照明、コンセント等が常に正常に作動する状態を維持すること。 ○損傷、腐食、その他の欠陥がない状態を維持し、必要に応じて電球等を取り換えること。
②動力設備、受変電設備、自家発電設備	○すべての設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、油の漏れ、その他の欠陥がなく、正しく作動する状態を維持すること。 ○識別が必要な機器については、常に識別可能な状態を維持すること。 ○自家用電気工作物の保安管理をすること。
③通信、情報（電話、テレビ共同受信）	○すべての設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、その他の欠陥がなく正しく作動する状態を維持すること。 ○バックアップが必要なものは、適切な処置がなされていること。
④飲料水の供給、貯蔵、排水	○すべての配管、タンク、バルブ、蛇口等が確実に取り付けられ、飲料水が清潔に保たれている状態を維持すること。 ○すべての設備が正しく機能し、漏水がない状態を維持すること。
⑤排水とゴミ	○すべての溝、排水パイプ、汚水管、排気管、下水溝、ゴミトラップ等は、漏れがなく、腐食していない状態を維持すること。 ○すべての排水が障害物に邪魔されずにスムーズに流れ、ゴミトラップに悪臭がない状態を維持すること。
⑥給湯	○すべての配管、温水器、貯蔵タンク、ヒーター、ポンプ、バルブ、蛇口、その他の機器がしっかりと固定され、空気、水、煙の漏れ等が一切ないような状態を維持すること。 ○すべての制御装置が正常に機能し、効率を最大にしながら正しく調整されている状態を維持すること。 ○給湯温度を適正に管理すること。
⑦浄化槽	○関係法令に従い、適正に管理すること。（浄化槽の設置にあたり、事業者が整備した配水管を含む。）
⑧空調、換気、排煙	○すべてのバルブ、排気管、その他の類似機器が完全に作動し、エネルギー使用量を最小限に抑えながら、温度等が正しく調整されている状態を維持すること。 ○すべての制御装置が正常に機能し、正しく調整されている状態を維持すること。
⑨エレベーター設備	○必要時にすべて適切に作動する状態を維持すること。 ○監視装置は常時、正常に作動している状態を維持すること。
⑩防災設備	○すべての防災設備が正常に作動する状態を維持すること。
⑪その他	○設備や備品の交換・追加に伴う業務対象の追加及び仕様書の変更等が生じた場合には、それを適切に維持管理業務計画書等に反映させた上で、上記要　求水準に応じた保守管理を行うこととするものとする。

(3)　環境衛生管理業務

ア　業務の対象

本事業による建物全体を対象とする。

イ　業務の内容

(ｱ)　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、本施設の環境衛生管理を行うこと。

(ｲ)　適切な方法でネズミ・ゴキブリ等の害虫駆除を行うこと。

ウ　業務の要求水準

(ｱ)　維持管理業務計画書等に定められた事項及び臨時に必要と認められた事項について、測定、検査、調査を実施して、その結果を評価すること。

(ｲ)　測定、検査、調査その他の活動によって、特に改善・変更を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度、県に意見を具申すること。

(ｳ)　維持管理業務計画書等のほか、測定、検査及び調査等の記録並びに評価等に関する書類、関係官公署への報告書その他の書類を作成すること。

(ｴ)　関係官公署の立入り検査が行われるときには、その検査に立会い、協力すること。

(ｵ)　関係官公署から改善命令を受けたときには、その主旨に基づき、関係する業者に周知するとともに、具体的な改善方法を県に具申すること。

(4)　警備業務

ア　業務の対象

本事業による建物及び什器備品等の財産を対象とし、火災及び盗難の防止、不法不良行為の排除並びに財産の保全を図るものとする。

イ　業務の内容

(ｱ)　夜間及び休館日等で、本施設が無人となる場合において、機械警備を行うこと。

(ｲ)　異常事態が発生した場合は、その都度、発生日翌日(休日の場合にはその翌日)までに処理報告書を、県及び県が別に指定する指定管理者に提出すること。

ウ　業務の要求水準

(ｱ)　県が別に指定する指定管理者の運営職員の勤務時間外の夜間及び休館日を基本とし、365日の通年警備とすること。なお、機械警備の作動開始及び解除の操作は事業者の業務範囲外とする。

(ｲ)　機械警備の時間は、上記の時間内において、本施設からの警報装置作動開始の信号を受信した時点に始まり、警報装置作動解除の信号を受信した時点で終了するものとする。

ただし、火災への警戒は24時間とすること。

(ｳ)　警報装置は、火災の発生、本施設等への不法侵入などの異常事態を感知した場合には、迅速に検知でき、かつ関係機関へ自動的に通報する機能を有するものとする。

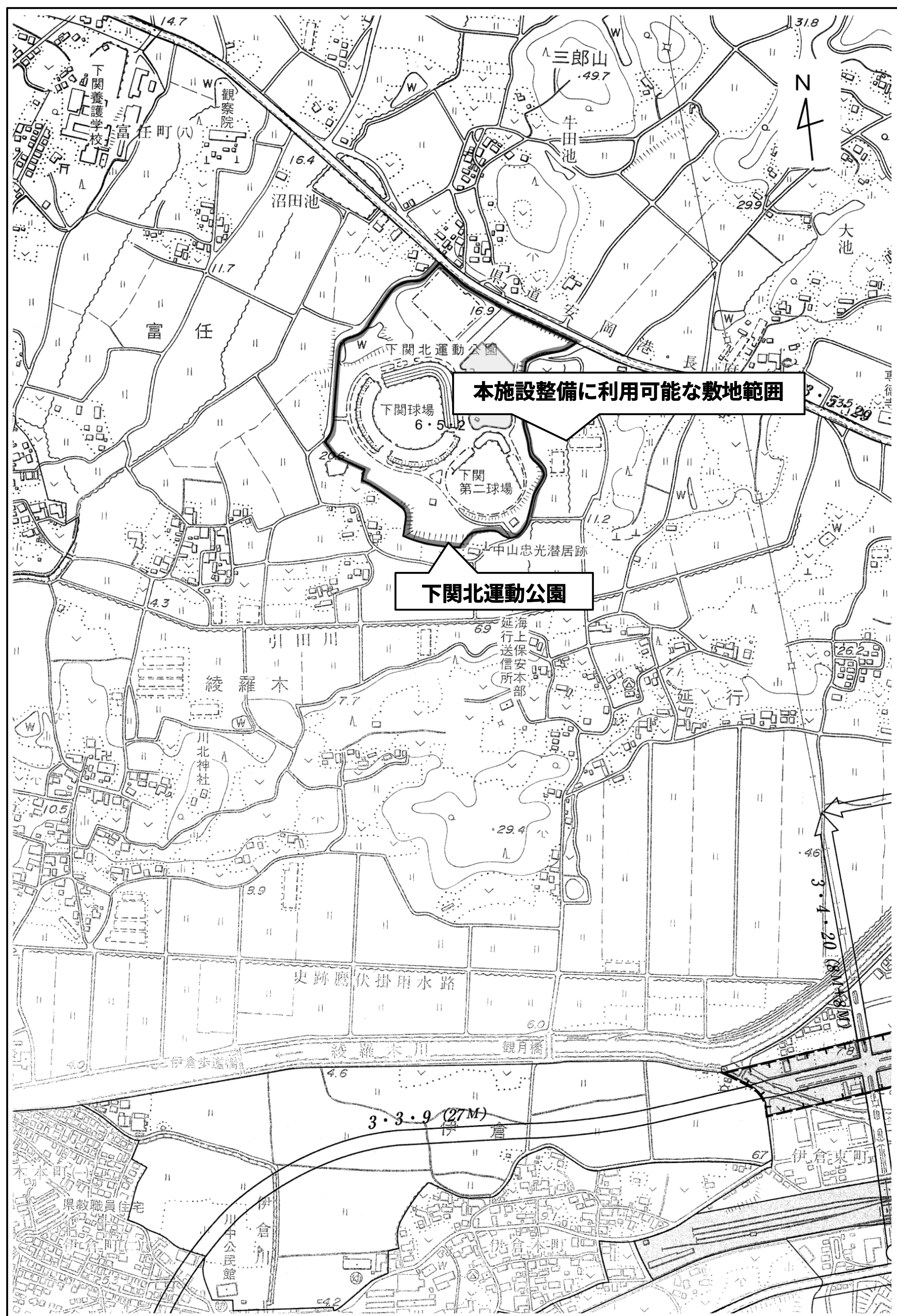
(ｴ)　警報装置は正常に機能するように管理し、必要に応じ保守点検を行うこと。万一、警報装置に故障が発生した場合、あるいは災害の発生、その他やむを得ない事由により機械警備での監視業務が不可能となった場合は、警報装置が復旧するまでの間、常駐あるいは巡回警備等の体制に切り替えるなどの警備要求水準を低下させない柔軟な対応を講じること。

(ｵ)　県から預託された鍵等警備上必要な物品については、厳重に保管すること。

エ　その他

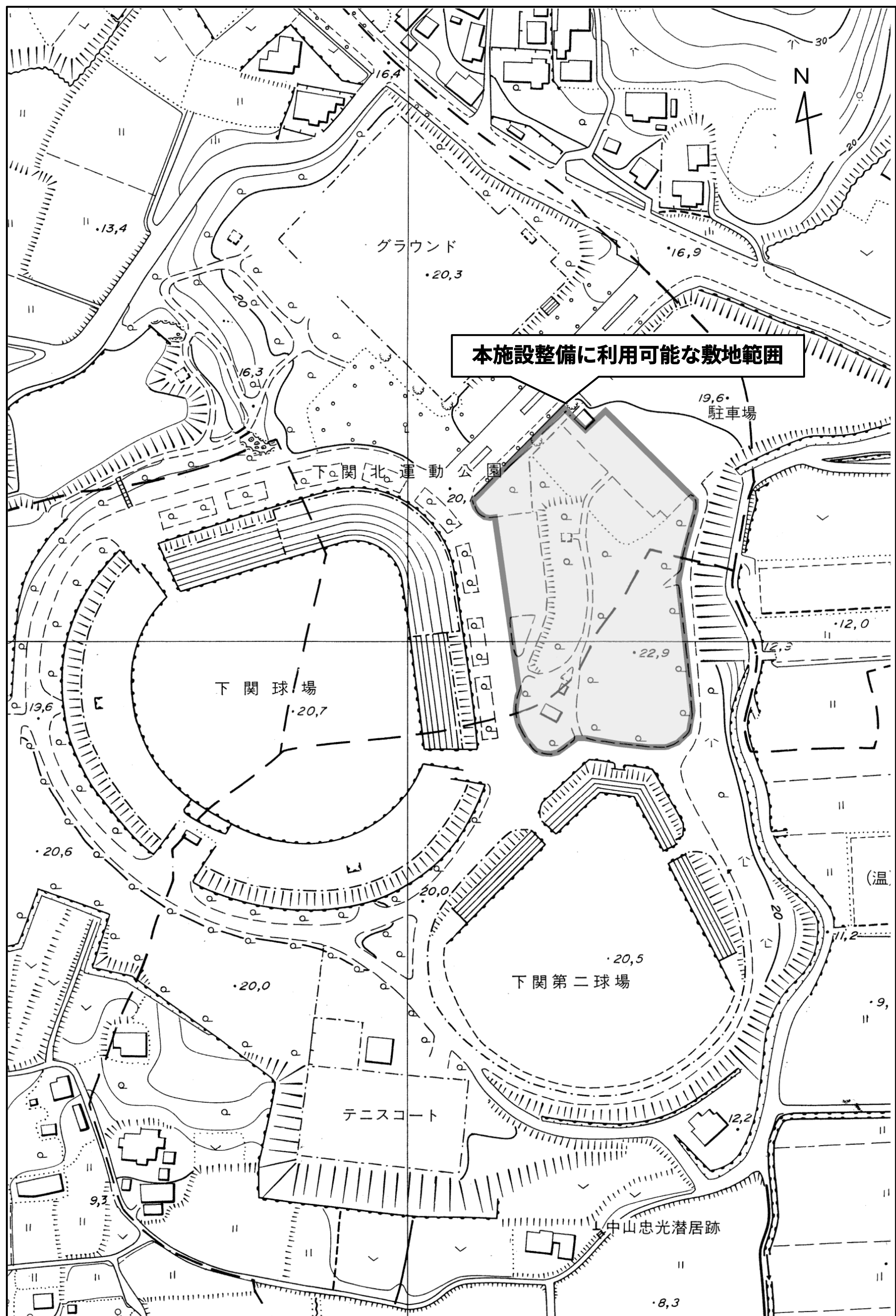
緊急事態への対応として、関係者不在時の緊急施設警備体制（30 分以内で現場へ到着で　きる体制）を整備するとともに、必要に応じて、関係機関への通報をする等、迅速かつ適切な初期対応を講じるものとする。

別紙１　事業用地位置図

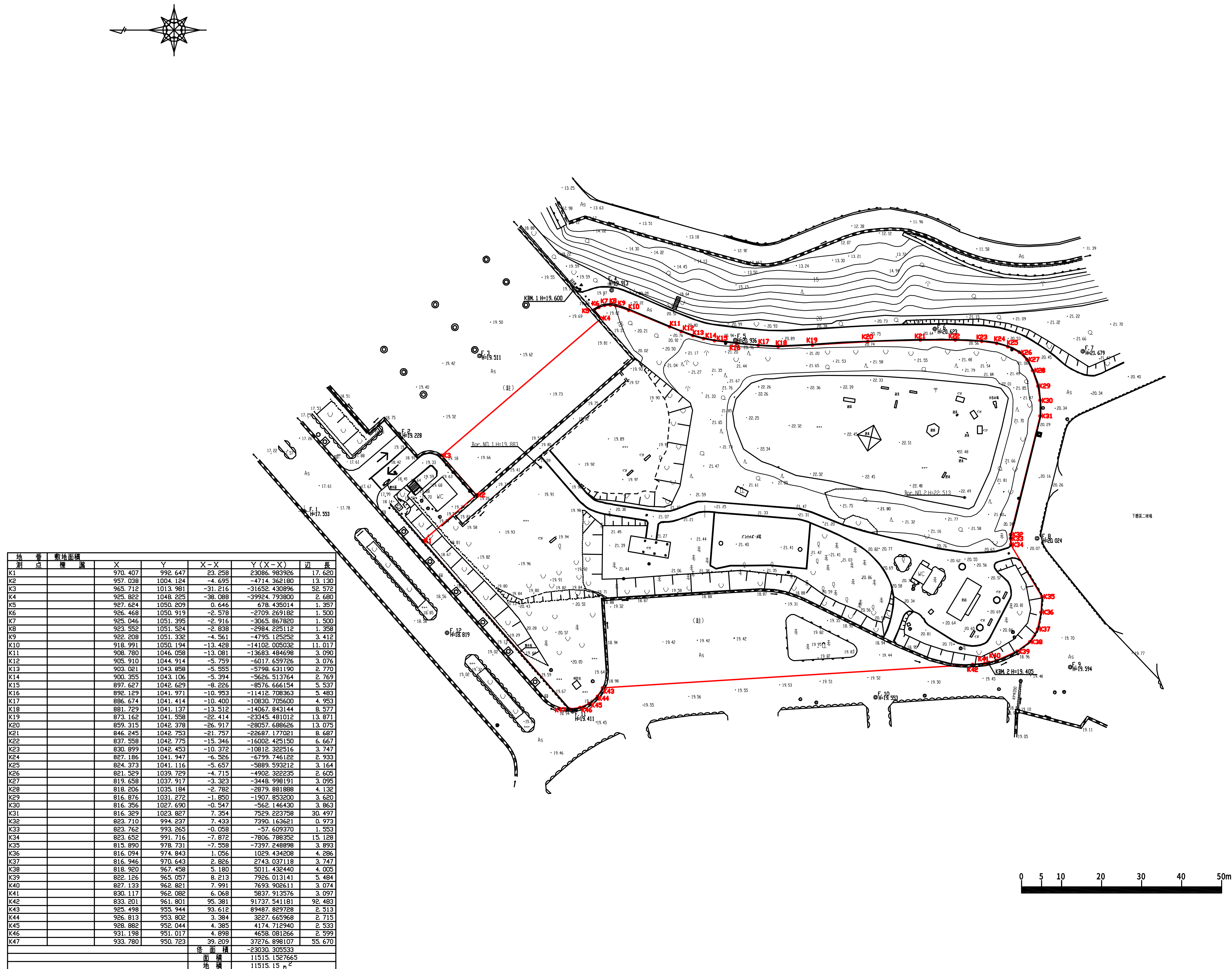


本施設整備に利用可能な敷地範囲
下関北運動公園
下関球場
下関第二球場
三郎山
牛田池
沼田池
富任
富任町(八)
下関養護学校
観察院
大池
県道安岡港・長府線
中山忠光潜居跡
引田川
綾羅木
延行
海上保安本部延行送信所
川北神社
史跡鷹伏掛用水路
綾羅木川
観月橋
伊倉
伊倉東町
伊倉本町
県教職員住宅
川中公民館
伊倉川
3・3・9 (27M)
N

別紙２　事業用地敷地範囲図



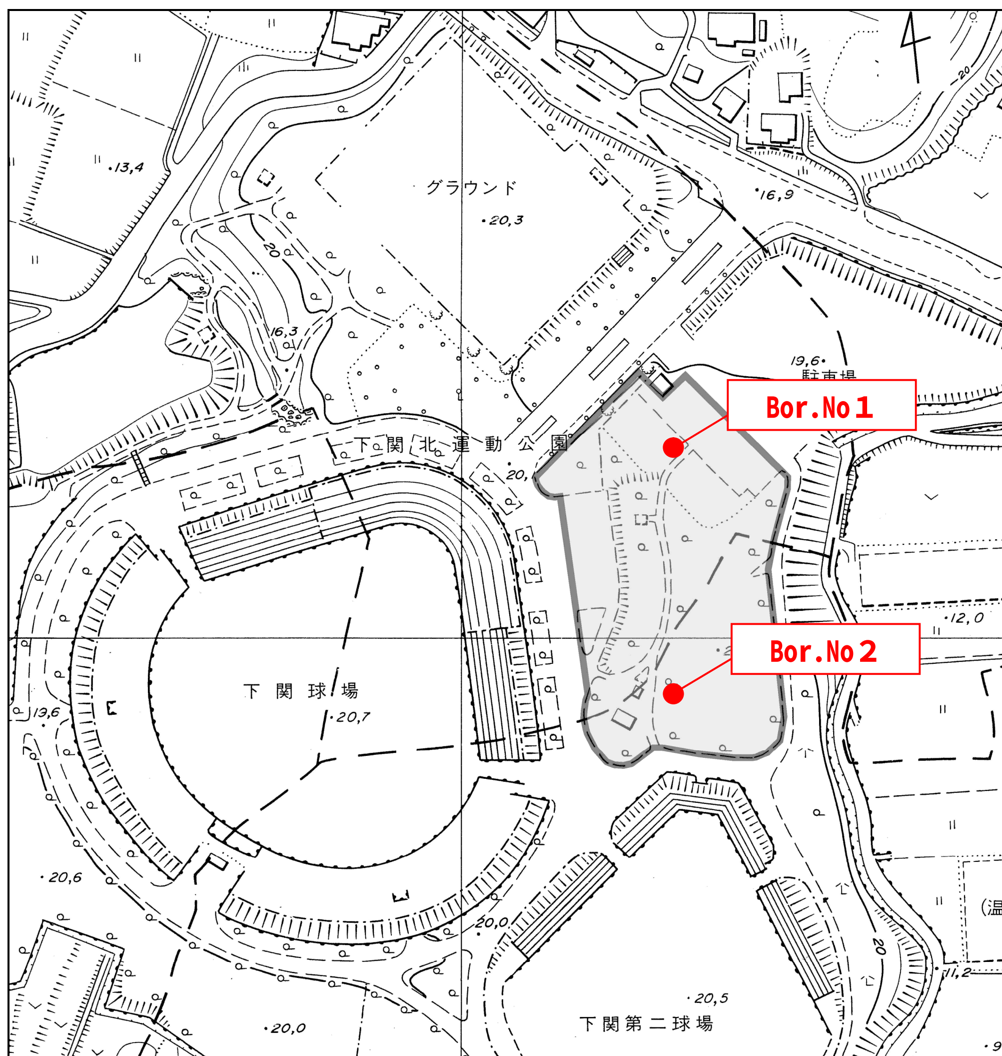
別紙3　事業用地現況測量図



地　番	敷地面積					
測　点	標　識	X	Y	X－X	Y（X－X）	辺　長
K1		970.407	992.647	23.258	23086.983926	17.620
K2		957.038	1004.124	-4.695	-4714.362180	13.130
K3		965.712	1013.981	-31.216	-31652.430896	52.572
K4		925.822	1048.225	-38.088	-39924.793800	2.680
K5		927.624	1050.209	0.646	678.435014	1.357
K6		926.468	1050.919	-2.578	-2709.269182	1.500
K7		925.046	1051.395	-2.916	-3065.867820	1.500
K8		923.552	1051.524	-2.838	-2984.225112	1.358
K9		922.208	1051.332	-4.561	-4795.125252	3.412
K10		918.991	1050.194	-13.428	-14102.005032	11.017
K11		908.780	1046.058	-13.081	-13683.484698	3.090
K12		905.910	1044.914	-5.759	-6017.659726	3.076
K13		903.021	1043.858	-5.555	-5798.631190	2.770
K14		900.355	1043.106	-5.394	-5626.513764	2.769
K15		897.627	1042.629	-8.226	-8576.666154	5.537
K16		892.129	1041.971	-10.953	-11412.708363	5.483
K17		886.674	1041.414	-10.400	-10830.705600	4.953
K18		881.729	1041.137	-13.512	-14067.843144	8.577
K19		873.162	1041.558	-22.414	-23345.481012	13.871
K20		859.315	1042.378	-26.917	-28057.688626	13.075
K21		846.245	1042.753	-21.757	-22687.177021	8.687
K22		837.558	1042.775	-15.346	-16002.425150	6.667
K23		830.899	1042.453	-10.372	-10812.322516	3.747
K24		827.186	1041.947	-6.526	-6799.746122	2.933
K25		824.373	1041.116	-5.657	-5889.593212	3.164
K26		821.529	1039.729	-4.715	-4902.322235	2.605
K27		819.658	1037.917	-3.323	-3448.998191	3.095
K28		818.206	1035.184	-2.782	-2879.881888	4.132
K29		816.876	1031.272	-1.850	-1907.853200	3.620
K30		816.356	1027.690	-0.547	-562.146430	3.863
K31		816.329	1023.827	7.354	7529.223758	30.497
K32		823.710	994.237	7.433	7390.163621	0.973
K33		823.762	993.265	-0.058	-57.609370	1.553
K34		823.652	991.716	-7.872	-7806.788352	15.128
K35		815.890	978.731	-7.558	-7397.248898	3.893
K36		816.094	974.843	1.056	1029.434208	4.286
K37		816.946	970.643	2.826	2743.037118	3.747
K38		818.920	967.458	5.180	5011.432440	4.005
K39		822.126	965.057	8.213	7926.013141	5.484
K40		827.133	962.821	7.991	7693.902611	3.074
K41		830.117	962.082	6.068	5837.913576	3.097
K42		833.201	961.801	95.381	91737.541181	92.483
K43		925.498	955.944	93.612	89487.829728	2.513
K44		926.813	953.802	3.384	3227.665968	2.715
K45		928.882	952.044	4.385	4174.712940	2.533
K46		931.198	951.017	4.898	4658.081266	2.599
K47		933.780	950.723	39.209	37276.898107	55.670
				倍面積	-23030.305533	
				面積	11515.1527665	
				地積	11515.15 m²	

別紙４　敷地地盤データ

【ボーリング調査　位置図】



【ボーリング調査　位置図】

柱状図および土質区分

第 1 分 類

区分	分類名	図模様
土質材料	礫(G)	
	礫質土(GF)	
	砂(S)	
	砂質土(SF)	
	シルト(M)	
	粘性土(C)	
	有機質土(O)	
	火山灰質粘性土(V)	
	高有機質土(腐植土)(Pt)	

第 2 分 類

区分	分類名	図模様
補助記号	砂質(S)	
	シルト質(M)	
	粘土質(C)	
	有機質(O)	
	火山灰質(V)	
	玉石混り(-B)	
	砂利、礫混り(-G)	
	砂混り(-S)	
	シルト混り(-M)	
	粘土混り(-C)	
	有機質土混り(-O)	
	火山灰混り(-V)	
	貝殻混り(-Sh)	

第 3 分 類

区分		分類名	図模様
岩石材料	岩盤	硬岩(HR)	
		中硬岩(MR)	
		軟岩、風化岩(WR)	
	玉石(B)		
特殊土材料	浮石(軽石)(Pm)		
	シラス(Si)		
	スコリア(Sc)		
	火山灰(VA)		
	ローム(Lm)		
	黒ボク(Kb)		
	マサ(WG)		
表土(Ss)			
埋土(FI)			
廃棄物(W)			

試料採取方法

Ⓣ シンウォールサンプラーによる
Ⓓ デニソンサンプラーによる
㊀ 貫入試験器による
Ⓕ フォイルサンプラーによる
Ⓐ (　　　　　　　　)による

備 考

■Bor.No１：ボーリング柱状図

標高 m	層厚 m	深度 m	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事
19.53	0.35	0.35		砂質土	淡褐灰			まさ土による盛土。
14.88	4.65	5.00		風化土	桃褐灰 ～ 灰			凝灰岩質である。 GL-1.0m付近まで風化著しく、粘性やや強い。 GL-1.8m付近まで砂質土状である。 GL-1.8m以降は岩組織が認められ、コア形状となるが、指圧で容易に砕け、粘土混り砂質土状になる。 GL-3.0m付近では、硬質土砂状である。 所により白色岩脈を挟む。
9.88	5.00	10.00		風化土	暗灰 ～ 淡黄灰 ～ 灰			岩組織も認められ、見かけ上はコア形状となるが、指圧により容易に砂質土状となる。 GL-8.0m以降は砂質土状～硬質土砂状に破砕される。 凝灰岩質である。
7.88	2.00	12.00		風化土	淡黄灰			岩組織を認める。 見かけ上はコア形状となるが、指圧で砂質土状～礫混り砂質土状となる。 礫はクサリ礫状である。 凝灰岩質である。
0.88	7.00	19.00		軟岩	淡黄 ～ 淡灰 ～ 淡青灰 ～ 暗青灰 ～ 淡黄褐			礫混り土砂状で良く締まっている。 GL-13.00m付近より、φ5～10mmの未風化礫を混入する。 所により粘土化著しい。 GL-15.0～15.5m間では砂質土状に風化する。 凝灰岩質である。 岩組織も認められ、礫状～岩片状コアとなるが、コア自体ハンマーの打撃で容易に砕ける部分が多い。 φ10～20mmの角礫が多い。 局部的に砂質土状コアとなる。 凝灰岩質である。

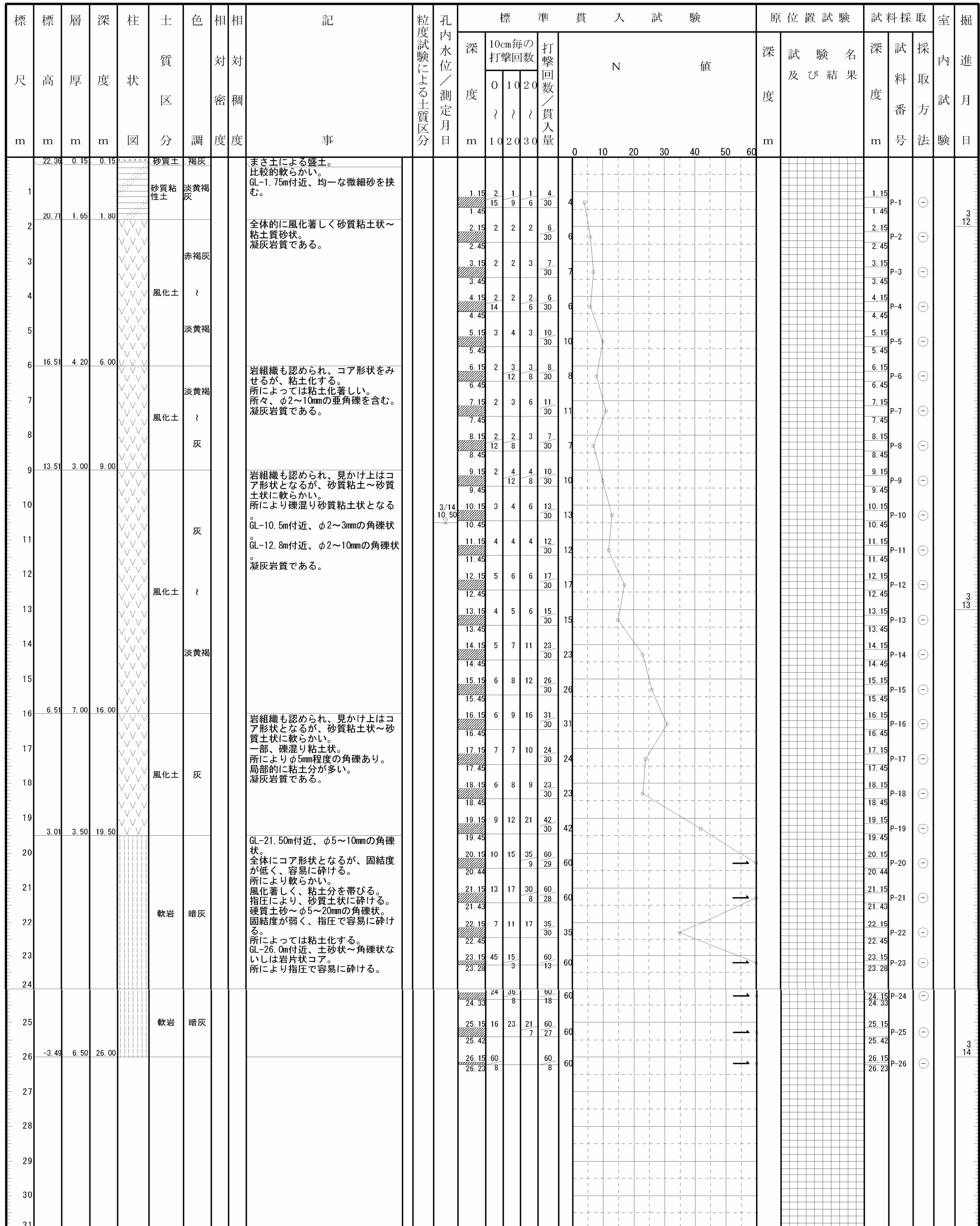
標準貫入試験・試料採取

深度 m	0～10	10～20	20～30	打撃回数／貫入量	N値	試料採取 深度 m	試料番号	採取方法
1.15～1.45	2/15	1/5	2	5/30	5	1.15～1.45	P-1	⊖
2.15～2.45	4	6	9	19/30	19	2.15～2.45	P-2	⊖
3.15～3.48	3/13	2/7	4/13	9/33	9	3.15～3.48	P-3	⊖
4.15～4.45	2	3/12	3/8	8/30	8	4.15～4.45	P-4	⊖
5.15～5.45	3	4	5	12/30	12	5.15～5.45	P-5	⊖
6.15～6.45	3	5	5	13/30	13	6.15～6.45	P-6	⊖
7.15～7.45	5	6	8	19/30	19	7.15～7.45	P-7	⊖
8.15～8.45	5	7	12	24/30	24	8.15～8.45	P-8	⊖
9.15～9.45	5	8	12	25/30	25	9.15～9.45	P-9	⊖
10.15～10.45	7	10	13	30/30	30	10.15～10.45	P-10	⊖
11.15～11.45	3	7	10	20/30	20	11.15～11.45	P-11	⊖
12.15～12.39	17	24	19/4	60/24	60	12.15～12.39	P-12	⊖
13.15～13.42	8	26	26/7	60/27	60	13.15～13.42	P-13	⊖
14.15～14.31	26	34/6		60/16	60	14.15～14.31	P-14	⊖
15.15～15.45	11	19	24	54/30	54	15.15～15.45	P-15	⊖
16.15～16.32	30	30/7		60/17	60	16.15～16.32	P-16	⊖
17.10～17.28	24	36/8		60/18	60	17.10～17.28	P-17	⊖
18.15～18.32	31	29/7		60/17	60	18.15～18.32	P-18	⊖
19.10～19.19	60/9			60/9	60	19.10～19.19	P-19	⊖

孔内水位／測定月日：3/19 4.00、3/20 8.05

掘進月日：3/16、3/17、3/19

■Bor.No２：ボーリング柱状図



別紙5　必要諸室及び仕様

必要諸室		全般					建築工事										電気設備				機械設備				
諸室群	諸室名	面積（㎡）	最小利用人数	温湿度環境の指定	室の使い方等	特記事項 隣接：壁を介して隣り合わせに計画すること。 近接：同一階で行き来のしやすい場所に計画すること。	ブラインドＢＯＸ及びブラインド（注１）	カーテンレール及びカーテン	スクリーンボックス	防音 遮音仕様	防音 吸音仕様	二重床	可動間仕切	手洗いカウンター	鏡	シャワー設備	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	その他	空調（冷暖房）	給水設備	給湯設備	機械換気設備	その他
大道場	大道場	37m×45m 以上		室温 夏 25～28℃ 湿度 50～60% 冬 15～20℃ 湿度 40～50%	・剣道（公式6面）、柔道（公式6面）、空手道（公式6面）、なぎなた（公式6面）、ハンドボール（公式1面）、バスケットボール（公式2面）、バレーボール（6人制、9人制の公式2面又は非公式3面）、バドミントン（公式10面）、卓球（公式12面）の公式試合に使用可能であること。 ・バスケットボール、バレーボールは大道場中央で1面使用が可能であること。 ・スポーツイベント、レクリエーション、興行等にも使用することを想定すること。	・天井高は競技床全体に対して 12.5m（床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ）以上とするものとし、競技床以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。 ・大道場上部にトレーニング及びウォーミングアップのためのランニングコースを設けること。 ・ランニングコースは観客席の避難通路を兼用すること。 ・ランニングコースは2名が並走できる幅員を確保すること。 ・競技による振動が伝播しないように配慮した構造とすること。 ・高強度衝撃緩衝二重床（体育館仕様）フローリング仕上げとすること。 ・各用途に対応したコートライン引き、各競技のコート及びゴール用床金具（注2）を計画すること。 ・大道場を2分割（バスケットボール公式2面及びバレーボール公式2面）あるいは3分割（バレーボール非公式3面）での利用を想定し、分割時各エリアに直接出入りできるよう出入り口を設けること。（ただし、分割用ネットは必要としない。） ・ハンドボール等の競技に耐える堅牢な壁面計画や、壁面保護の対策を十分講じること。 ・照明は、バドミントンの公式試合に対応するため、照度 1,200 ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。 ・仮設対応によるテレビ中継を想定し、仮設照明に対応する電源設備及び道場内にその接続設備を設けるものとし、最低限、100V50A 以上×1回路の手元開閉器盤を大道場内の対角線上等に離して2箇所配置すること。また、想定されるテレビ中継車駐車位置から大道場への映像ケーブル、ルートを確保するために、直径 100mm×2 本分以上の仮設ケーブル通線ルートを設けること。 ・観客席から視認できる壁面上部（可動ステージ設置想定場所等の上部など）に横断幕等の設置が可能な吊物装置を設けること。具体的な設置範囲は事業者の提案によるが、競技床の長辺、短辺各1ヶ所の計2ヶ所以上とすること。 ・別紙6に示す各種得点表示設備のほか、持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源、配管を見込むこと。 ・アリーナ音響を設置すること。 ・興行時に使用する大型機材等の搬入路を確保すること。	○ 遮光 装置 （電動）			○	○	○ 体育館 仕様					○	○	○	○ 音響装置 ○ 調光装置 （注3）	○			○	
	観客席		1,000 席以上	室温 夏 25～28℃ 湿度 50～60% 冬 15～20℃ 湿度 40～50%	・試合、イベント、レクリエーション、興行時の観客用の座席として使用する。	・固定席を 1,000 席以上確保すること。 ・固定席には車いす使用者用客席を設けること。 ・座席は1人掛け背もたれ付きとすること。（ベンチ式は不可とする。） ・固定席の寸法、レイアウト、通路等に関しては、関係法令、基準等を踏まえた計画とすること。				○	○										○			○	
	音響室	15 ㎡程度			・大道場用の放送、音響機材を置くスペースとして使用する。	・観客席の一角か、大道場に面した場所に室を計画すること。 ・大道場の様子が見渡せる計画とすること。											○	○	○	○ 大道場用 放送設備	○			○	
	器具庫				・大道場で使用する什器備品等を収納する。	・大道場の器具庫として、最低限計 650 ㎡以上確保するものとし、大道場の機器、什器備品が収納できるスペースを確保すること。 ・数か所に分散させて計画することも可とするが、大道場に隣接させることを基本とし、大型の什器備品を収納する器具庫は必ず大道場に隣接させること。 ・大道場との出入りがしやすい位置に計画すること。 ・機材搬入路との関係を配慮すること。											○							○	
	選手用 控室	50 ㎡程度× 2 室			・試合、イベント時の選手や出演者の控室として利用するほか、大会本部としての利用もできるなど、利便性の高い、フレキシブルな利用が可能な室とする。	・2 室計画すること。 ・大道場と近接して計画すること。 ・一般利用者と動線上の区画が可能な計画とすること。								○	○		○	○	○		○	○	○	○	
	選手用 更衣室				・大道場利用者の更衣スペースとして使用する。	・男女別に計画すること。 ・小道場の利用者の更衣室も兼ねることとすること。 ・車いす使用者専用の更衣スペースを男女各1箇所以上確保すること。								○	○	○ 各5室 以上					○	○	○	○	
	大道場用 便所				・大道場専用の便所として使用する。	・男女別、併せて多機能便所を計画すること。 ・観客席収容人数を照らし合わせた上で興行場法に適合した便器の数を計画すること。 ・剣道場、柔道場、弓道場用の各便所との兼用は不可とする。								○	○							○		○	

（注１）ブラインドＢＯＸ欄が無記入の諸室の有窓、無窓は事業者の提案とする。ただし、有窓の提案とする場合は、ブラインドＢＯＸ及びブラインドを設置すること。
（注２）床金具については、以下に配慮すること。
- 剣道など素足で行う競技での利用に配慮すること
- 耐久性があること
- 段差が生じにくいこと
- 表面材はフローリング材を使用すること

（注３）照明は放電灯･白熱灯の混光とし、白熱灯により平均 100 ルクス以上を得られるようにすると共に、それを 0～100%調光可能とすること。

別紙5　必要諸室及び仕様

必要諸室		全般					建築工事										電気設備				機械設備				
諸室群	諸室名	面積（㎡）	最小利用人数	温湿度環境の指定	室の使い方等	特記事項 隣接：壁を解して隣り合わせに計画すること。 近接：同一階で行き来のしやすい場所に計画すること。	ブラインドBOX及びブラインド（注1）	カーテンレール及びカーテン	スクリーンボックス	防音 遮音仕様	防音 吸音仕様	二重床	可動間仕切	手洗いカウンター	鏡	シャワー設備	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	その他	空調（冷暖房）	給水設備	給湯設備	機械換気設備	その他
小道場	小道場	17m×30m以上		室温 夏25～28℃ 湿度 50～60% 冬15～20℃ 湿度40～50%	・剣道（公式2面）、柔道（公式2面）、空手道（公式2面）、なぎなた（公式2面）、バスケットボール（非公式1面）、バレーボール（6人制、9人制の公式1面）、バドミントン（非公式3面）、卓球（公式4面）等に使用可能であること。（※ハンドボールの練習での利用を考慮） ・各種大会開催時には選手控室としての利用も想定している。 ・地域の小規模な集会、講演会にも利用可能とする。	・天井高は競技床全体に対して8.5m（床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ）以上とするものとし、競技床以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。 ・競技による振動が伝播しないように配慮した構造とすること。 ・高強度衝撃緩衝二重床（体育館仕様）フローリング仕上げとすること。 ・各用途に対応したコートライン引き、各競技のコート及びゴール用床金具（注2）を計画すること。 ・ハンドボール等の競技に耐える堅牢な壁面計画や、壁面保護の対策を十分講じること。 ・照明は、各種スポーツの利用に支障がないように、照度500ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。 ・別紙6に示す各種得点表示設備のほか、持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源、配管を見込むこと。	○ 遮光装置（電動）			○	○	○ 体育館仕様					○	○	○	○ 音響装置 ○ 調光装置（注3）	○			○	
	器具庫				・小道場で使用する什器備品等を収納する。	・必要な面積を確保することを前提として、大道場の器具庫と兼ねることを可とする。																		○	
	小道場用便所				・小道場専用の便所として使用する。	・男女別、併せて多機能便所を計画すること。 ・剣道場、柔道場、弓道場用の各便所との兼用は不可とする。								○	○							○		○	
剣道場	剣道場	18m×30m以上		室温 夏25～28℃ 湿度 50～60% 冬15～20℃ 湿度40～50%	・剣道（公式2面）、空手道（公式2面）、なぎなた（公式2面）等の板床系武道競技の公式試合及び日常的な練習に使用可能であること。	・なぎなたでの利用も想定し、天井高は競技床全体に対して5.0m（床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ）以上とするものとし、競技床以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。 ・競技による振動が伝播しないように配慮した構造とすること。 ・剣道に適した床材とし、高強度衝撃緩衝二重床フローリング（剣道場仕様）仕上げとすること。 ・臭気がこもらないように、通風、換気に特に配慮すること。 ・照明は、公式競技の開催に対応できるように、照度1,000ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。 ・2分割にし、個別貸し出しが可能なよう、分割時各エリアに直接出入口を設けること。 ・観客席から視認できる壁面上部（審判席の上部など）に横断幕等の設置が可能な吊物装置を設けること。 ・別紙6に示す各種得点表示設備のほか、持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源、配管を見込むこと。 ・壁面に高さ2m、長さ4m以上の鏡を計画し、競技時の破損防止用の扉を計画すること。	○ 遮光装置			○	○	○ 剣道場仕様			○ 破損防止扉付鏡		○	○	○	○ 音響装置	○			○	
	観客席		100席以上	室温 夏25～28℃ 湿度 50～60% 冬15～20℃ 湿度40～50%	・剣道等の試合で使用時に観客・見学用の座席として使用する。 ・選手控え場所としての利用も想定する。	・固定席で100席以上確保すること。 ・車いす使用者用客席を確保すること。 ・階段状に計画すること。 ・座席は、1人掛け背もたれ付き、ベンチ式も含め、事業者の提案による機能的で利便性の高い内容とすること。 ・ロールバック式の可動席として計画することも可とする。				○	○										○			○	
	器具庫				・剣道場専用の器具庫として使用する。	・什器備品を収納できるスペースを確保すること。 ・数か所に分散させて計画することを可とするが、剣道場に近接させることを基本とし、大型の什器備品を収納する器具庫は隣接させること。																		○	
	選手用更衣室				・剣道場専用の更衣スペースとして使用する。	・剣道場に近接して男女別に計画すること。								○	○	○ 各2室以上					○	○	○	○	
	剣道場用便所				・剣道場専用の便所として使用する。	・男女別に計画すること。 ・他の諸室との動線に配慮の上で、近接した便所と一体で計画することも可とする。（ただし、大道場及び小道場用便所との兼用は不可とする。）								○	○							○		○	
	講師室				・剣道場専用の講師室として使用する。	・剣道場に隣接して計画すること。 ・タタミ仕上げとすること。								○	○		○				○	○	○	○	
	審判席（上座）				・剣道場専用の審判席として使用する。	・剣道場に隣接して計画すること。 ・剣道場の上座に配置するものとし、審判席から競技場を見渡すことができる計画とすること。																		○	

（注1）ブラインドＢＯＸ欄が無記入の諸室の有窓、無窓は事業者の提案とする。ただし、有窓の提案とする場合は、ブラインドＢＯＸ及びブラインドを設置すること。
（注2）床金具については、以下に配慮すること。
- 剣道など素足で行う競技での利用に配慮すること
- 耐久性があること
- 段差が生じにくいこと
- 表面材はフローリング材を使用すること

（注3）照明は放電灯・白熱灯の混光とし、白熱灯により平均100ルクス以上を得られるようにすると共に、それを0～100%調光可能とすること。

別紙5　必要諸室及び仕様

必要諸室		全般					建築工事										電気設備				機械設備				
諸室群	諸室名	面積（㎡）	最小利用人数	温湿度環境の指定	室の使い方等	特記事項 隣接：壁を解して隣り合わせに計画すること。 近接：同一階で行き来のしやすい場所に計画すること。	ブラインドBOX及びブラインド（注1）	カーテンレール及びカーテン	スクリーンボックス	防音 遮音仕様	防音 吸音仕様	二重床	可動間仕切	手洗いカウンター	鏡	シャワー設備	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	その他	空調（冷暖房）	給水設備	給湯設備	機械換気設備	その他
柔道場	柔道場	18m×30m以上		室温 夏 25～28℃ 湿度 50～60% 冬 15～20℃ 湿度 40～50%	・柔道（公式2面）等の畳系武道競技の公式試合及び日常的な練習に使用可能であること。	・天井高は競技床全体に対して 4.0m（床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ）以上とするものとし、競技床以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。 ・競技による振動が伝播しないように配慮した構造とすること。 ・競技エリア（50畳2面）、安全エリア共に高強度衝撃緩衝二重床（柔道場仕様）タタミ仕上げとすること。 ・臭気がこもらないように通風、換気に特に配慮すること。 ・照明は、公式競技の開催に対応できるように、照度 1,000 ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。 ・2分割にし個別貸し出しが可能なよう、分割時各エリアに直接出入口を設けること。 ・観客席から視認できる壁面上部（審判席の上部など）に横断幕等の設置が可能な吊物装置を設けること。 ・別紙6に示す各種得点表示設備のほか、持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源、配管を見込むこと。 ・壁面に高さ2m、長さ4m以上の鏡を計画し、競技時の破損防止用の扉を計画すること。	○ 遮光装置			○	○	○ 柔道場仕様			○ 破損防止扉付鏡		○	○	○	○ 音響装置	○			○	
	観客席		100席以上	室温 夏 25～28℃ 湿度 50～60% 冬 15～20℃ 湿度 40～50%	・柔道等の試合で使用時に観客・見学用の座席として使用する。 ・選手控え場所としての利用も想定する。	・固定席で 100 席以上確保すること。 ・車いす使用者用客席を確保すること。 ・階段状に計画すること。 ・座席は、1人掛け背もたれ付き、ベンチ式も含め、事業者の提案による機能的で利便性の高い内容とすること。 ・ロールバック式の可動席として計画することも可とする。				○	○										○			○	
	器具庫				・柔道場専用の器具庫として使用する。	・什器備品を収納できるスペースを確保すること。 ・数か所に分散させて計画することを可とするが、柔道場に近接させることを基本とし、大型の什器備品を収納する器具庫は隣接させること。																		○	
	選手用更衣室				・柔道場専用の更衣スペースとして使用する。	・柔道場に近接して男女別に計画すること。								○	○	○ 各2室以上					○	○	○	○	
	柔道場用便所				・柔道場専用の便所	・男女別に計画すること。 ・他の諸室との動線に配慮の上で、近接した便所と一体で計画することも可とする。（ただし、大道場及び小道場用便所との兼用は不可とする。）								○	○							○		○	
	講師室				・柔道場専用の講師室として使用する。	・柔道場に隣接して計画すること。 ・タタミ仕上げとすること。								○	○		○				○	○	○	○	
	審判席（上座）				・柔道場専用の審判席として使用する。	・柔道場に隣接して計画する。 ・柔道場の上座に配置するものとし、審判席から競技場を見渡すことができる計画とすること。																		○	
弓道場（近的）	弓道場（近的）				・近的（12人立）の公式試合及び日常的な使用を目的とする。	・基本的に建物屋上に計画するものとする。 ・公式試合の対応を可能とするため、28m×12 人立以上の規模を確保すること。 ・天井高は射場に対して 4.0m（床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ）以上とするものとし、射場以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。 ・屋根が必要な部分を床面積として算入すること。 ・側面には防矢ネット、上部には矢除板を計画すること。 ・照明は、照度 500 ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。 ・夜間照明は、光害等の周辺への配慮を行うこと。 ・持ち込みによる移動型の競技表示盤等に対応できる電源、配管を見込むこと。											○			○ 夜間照明 ○ 音響装置				○	
	観客席		100席以上	室温 夏 25～28℃ 湿度 50～60% 冬 15～20℃ 湿度 40～50%	・弓道（近的）の試合で使用時に観客・見学用の座席として使用する。	・固定席で 100 席以上確保すること。 ・車いす使用者用客席を確保すること。 ・座席は、1人掛け背もたれ付き、ベンチ式も含め、事業者の提案による機能的な、利便性の高い内容とすること。 ・ロールバック式の可動席として計画することも可とする。 ・防護スクリーンを設けるなど安全性に配慮すること。																		○	
	器具庫				・弓道（近的）専用の弓具の収納場所として使用する。	・什器備品を収納できるスペースを確保すること。 ・利用者の弓具の収納が可能なように、十分な弓立てを整備すること。（造作家具か備品かは事業者の提案による。） ・弓道場（近的）の出入りのしやすい位置に計画すること。																		○	
	選手用控えの間				・弓道（近的）専用の選手用控えの間として使用する。	・射場に隣接して計画すること。								○	○		○				○	○	○	○	
	講師室				・弓道（近的）専用の講師室として使用する。	・射場に近接して計画すること。 ・タタミ仕上げとすること。								○	○		○				○	○	○	○	
	審判席				・弓道（近的）専用の審判席として使用する。	・射場に隣接して計画すること。 ・審判席から射場を見渡すことができる計画とすること。																		○	
	看的所				・弓道（近的）専用の看的所として使用する。	・的場に隣接して両側2箇所に計画すること。																		○	

（注1）ブラインドＢＯＸ欄が無記入の諸室の有窓、無窓は事業者の提案とする。ただし、有窓の提案とする場合は、ブラインドＢＯＸ及びブラインドを設置すること。

別紙5　必要諸室及び仕様

必要諸室		全般					建築工事										電気設備				機械設備				
諸室群	諸室名	面積（㎡）	最小利用人数	温湿度環境の指定	室の使い方等	特記事項 隣接：壁を解して隣り合わせに計画すること。 近接：同一階で行き来のしやすい場所に計画すること。	ブラインドBOX及びブラインド（注1）	カーテンレール及びカーテン	スクリーンボックス	防音		二重床	可動間仕切	手洗いカウンター	鏡	シャワー設備	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	その他	空調（冷暖房）	給水設備	給湯設備	機械換気設備	その他
										遮音仕様	吸音仕様														
弓道場（遠的）	弓道場（遠的）				・遠的（6人立）の公式試合及び日常的な使用を目的とする。	・基本的に建物屋上に計画するものとする。 ・公式試合の対応を可能とするため、60m×6人立以上の規模を確保すること。 ・天井高は射場に対して4.0m（床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ）以上とするものとし、射場以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。 ・屋根が必要な部分を床面積として算入すること。 ・防矢ネットを計画すること。（側面、上部共） ・照明は、照度500ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。 ・夜間照明は、光害等の周辺への配慮を行うこと。 ・持ち込みによる移動型の競技表示盤等に対応できる電源、配管を見込むこと。 ・講師室を設けること。（近的遠的共用も可とする。）											○			○ 夜間照明 ○ 音響装置				○	
	器具庫				・弓道（遠的）専用の弓具の収納場所として使用する。	・什器備品を収納できるスペースを確保すること。 ・利用者の弓具の収納が可能なように、十分な弓立てを整備すること。（造作家具か備品かは事業者の提案による。） ・弓道（遠的）の出入りのしやすい位置に計画すること。																		○	
	選手用控えの間				・弓道（遠的）専用の選手用控えの間として使用する。	・射場に隣接して計画すること。								○	○		○				○	○	○	○	
	審判席				・弓道（遠的）専用の審判席として使用する。	・射場に隣接して計画すること。 ・審判席から射場を見渡すことができる計画とすること。																		○	
	看的所				・弓道（遠的）専用の看的所として使用する。	・的場に隣接して両側2箇所に計画すること。																		○	
弓道場（共通）	選手用更衣室				・弓道場専用の更衣スペースとして使用する。	・弓道場に近接して男女別に計画すること。 ・近的と遠的を一体的に計画することも可とする。								○	○	○ 各2室以上					○	○	○	○	
	弓道場用便所				・弓道場専用の便所として使用する。	・男女別に計画すること。 ・他の諸室との動線に配慮の上で、近接した便所と一体で計画することも可とする。（ただし、大道場及び小道場用便所との兼用は不可とする。）								○	○							○		○	
	巻藁練習場				・弓道場専用の練習場として使用する。	・近的、遠的共用とし、両方から使いやすい位置に計画すること。															○			○	
相撲場	相撲場	13m×13m以上			・公式試合及び日常的な使用を目的とした屋内相撲場とする。	・屋内相撲場とし、盛土表1面を計画すること。 ・公式大会の利用も想定し、格式に配慮した空間を計画すること。 ・天井高は競技床全体に対して4.0m（土表面から天井梁、照明器具等（水引幕は除く）最下部までの高さ）以上とするものとし、競技床以外の部分の天井高は圧迫感の無い様に配慮した計画とすること。 ・臭気等がこもらないよう、通風、換気には特に配慮すること。 ・照明は、公式競技の開催に対応できるように、照度1,000ルクス以上を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること ・持ち込みによる移動型の競技表示盤等に対応できる電源、配管を見込むこと。 ・華美な相撲屋形（天井吊下式）は設置しなくても構わないが、土俵上の照明を覆う水引幕を設置すること。 ・土俵の土は、荒木田土を使用すること。															○			○	
	観客席		100席以上		・相撲の試合で使用時に観客・見学用の座席として使用する。	・固定席で100席以上確保すること。 ・車いす使用者用客席を確保すること。 ・ベンチ式も可とする。															○			○	
	器具庫				・相撲場専用の器具庫として使用する。	・什器備品を収納できるスペースを確保すること。 ・数か所に分散させて計画することを可とするが、相撲場に近接させることを基本とし、大型の什器備品を収納する器具庫は隣接させること。																		○	
	選手用控室				・相撲場専用の選手用控室として使用する。	・相撲場に隣接して計画すること。 ・稽古場としての利用を想定すること。 ・鉄砲柱を設置すること。								○	○		○				○	○	○	○	
	選手用更衣室および便所		20名以上		・相撲場専用の更衣スペースとして使用する。	・相撲場に隣接して計画すること。 ・20名以上の利用が可能な規模を確保すること。 ・他の更衣室および便所との兼用は不可とし、相撲場専用の更衣室および便所として計画すること。								○	○	○ 3室以上					○	○		○	
	相撲場用便所(観客用)				・相撲場専用の便所として使用する。	・相撲場に隣接して男女別に計画すること。 ・相撲場の配置を踏まえ、他の便所と近接して使用が可能である場合は、兼用も可とする。								○	○							○		○	

（注1）ブラインドＢＯＸ欄が無記入の諸室の有窓、無窓は事業者の提案とする。ただし、有窓の提案とする場合は、ブラインドＢＯＸ及びブラインドを設置すること。

別紙5　必要諸室及び仕様

必要諸室		全般					建築工事										電気設備				機械設備				
諸室群	諸室名	面積（㎡）	最小利用人数	温湿度環境の指定	室の使い方等	特記事項 隣接：壁を解して隣り合わせに計画すること。 近接：同一階で行き来のしやすい場所に計画すること。	ブラインドBOX及びブラインド（注1）	カーテンレール及びカーテン	スクリーンボックス	防音 遮音仕様	防音 吸音仕様	二重床	可動間仕切	手洗いカウンター	鏡	その他	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	その他	空調（冷暖房）	給水設備	給湯設備	機械換気設備	その他
トレーニング室		180 ㎡ 程度			・高齢者の健康増進等を目的とした必要最低限のトレーニング室とする。	・設置目的に応じた必要最低限の機能とし、概ね 180 ㎡程度を想定している。 ・簡易なクッション付き二重床とする等の多目的な利用にも配慮した計画が望ましい。	○			○	○	○		○	○		○	○	○	○ 音響装置	○			○	
その他の諸室	事務室	150 ㎡ 程度			・本施設の受付・案内機能の拠点として使用する。	・エントランスホールに隣接して計画すること。 ・受付カウンターを設けること。 ・打合せコーナーを設けること。 ・全館放送用の放送設備を計画すること。 ・事務室に監視主装置を設置し、事業者と別途指定される指定管理者等の各対象業務が個別に監視できるように仕切り壁等により容易に区分が可能となる計画とすること。 ・事業者が配置する維持管理業務従事者を除いた運営職員数は、10 名程度を想定している。	○					○ OA フロア					○	○	○	○ 放送設備	○			○	
	医務室				・各施設のけが人、急病人等の応急処置の拠点として使用する。 ・大会時はドーピング室としての利用も想定する。	・救急車との動線に配慮すること。 ・ドーピング室としての利用を可能とするために男女別のトイレブースを各 1 ヶ所設けること。 ・その他の仕様については事業者提案によるものとする。	○	○ ベット 廻り						○	○	○ ダブル シンク	○	○	○		○	○	○	○	
	スポーツによるまちづくりルーム	90 ㎡ 以上			・地域のスポーツ活動を支えるための、スポーツに関する総合情報提供の場として使用する。	・エントランスホールとの動線に配慮すること。 ・くつろぎのスペースとして相応しい内装計画を行うこと。	○		○			○ OA フロア					○	○	○		○			○	
	会議室	45 ㎡× 4 室以上			・会議や研修用の室として使用する。 ・一般貸し出しを行う。	・界壁に可動間仕切を使用すること以上により、4 室分を一体利用を可能とすること。 ・音響装置及び視聴覚設備は、2 室以上一体利用時に利用可能な構造とすること（詳細は別紙 7 を参照のこと。）。		○ 遮光カーテン	○	○	○	○ OA フロア	○				○	○	○	○ 音響装置 ○ 視聴覚設備	○			○	
	応接室				・応接室として使用する。	・大会時は来賓室としても利用することにも配慮した計画とすること。		○ カーテン									○	○	○		○			○	
	湯沸室				・湯沸室として使用する。 ・大会時は、相当数のポット置場としての利用も想定する。	・事務室に近接して計画すること。 ・IHヒーター等を設置し、薬缶での湯沸かし等を可能にすること。								○								○	○	○	
	ランドリー室				・洗濯、乾燥室として使用する。	・洗濯乾燥機を 6 台以上設置すること。 ・自然乾燥スペースを確保すること。																○	○	○	
	乳児室				・子供連れの施設利用者の利便性を高めるために設ける。	・事務室から監視出来る位置に設置すること。		○						○	○		○				○	○	○	○	
	自動販売機コーナー				・利用者の飲料提供コーナーとして使用する。	・設置場所、広さ等は事業者の提案による。 ・紙コップ式の自動販売機の設置にも対応可能とするために、必要な給水設備等を設けること。															○ 適宜	○		○ 適宜	
	喫煙室				・利用者の喫煙スペースとして使用する。	・各階に 1 箇所設置すること。 ・広さ等は事業者の提案によるが、換気等には十分配慮すること。															○			○	
	エントランスホール				・施設の顔、主出入口として機能する。	・施設利用者用としてEVを計画すること。1 基はストレッチャー対応とすること。 ・施設利用者の本施設内の移動をスムーズに促すよう、十分な受付・案内機能を有すること。											○	○	○		○			○	
	廊下・階段					・適宜計画すること。 ・関連法令を踏まえた計画を行うこと。 ・ユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。															○ 適宜			○ 適宜	
	下駄箱スペース				・各競技床の出入口の下駄箱設置スペースとして使用する。	・各競技床の出入口付近に下駄箱を設置すること。 ・設置数は、各道場選手用更衣室に設置するロッカー個数を目安にし計画すること。 ・下駄箱は、造作家具として設置するか、備品とするかは事業者の提案によるが、いずれの場合においても当該保守管理は事業者の業務範囲とする。																		○	
	便所				・施設利用者用の便所として使用する。	・男女別、併せて多機能便所を計画すること。 ・各階に計画すること。 ・施設毎の便所が各階にある場合は、それとは別に便所を設ける必要はない。								○	○							○	○	○	
	倉庫・収納					・必要に応じて適宜計画すること。																		○	
	その他 管理用諸室				・職員用更衣室や休憩室、清掃員用控室等、必要と思われる諸室は適宜計画すること。	・事業者が配置する維持管理業務従事者を除いた運営職員数は、10 名程度を想定し、計画すること。									○	○	○	○	○		○ 適宜	○	○	○	
	機械室、電気室					・必要に応じて適宜計画すること。																		○	
	屋外用便所				・公園等の利用者が単独に屋外から利用出来る便所とし使用する。	・屋外から利用できる便所とし、施設内に設けること。 ・男女別とし、「男子：大便器 3、小便器 2」「女子：大便器 3」程度を想定している。 ・軟式野球場に面した位置に設置すること。なお、機械警備対象外とし、夜間も施錠しないこととする。								○	○							○		○	

（注 1）ブラインドＢＯＸ欄が無記入の諸室の有窓、無窓は事業者の提案とする。ただし、有窓の提案とする場合は、ブラインドＢＯＸ及びブラインドを設置すること。

別紙６　什器備品リスト

※参考仕様については、要求性能を示すために記載しているものであり、当該備品に限定するものではない。
参考仕様と同程度以上の性能を有する備品を事業者の提案により設置するものとする。

	競技種目名	備品名	参考仕様	数量	単位	備考
1.大道場						
1	剣道	剣道試合判定マークセット	早川繊維工業㈱　JH2125	12	セット	
2		竹刀ゲージ		4	台	
3		剣道審判旗セット	早川繊維工業㈱　JH419	6	セット	
4	(なぎなた兼用)	竹刀計量器	㈱タニタ　TLC-100（両面はかり、2kg）	4	台	
5	(なぎなた兼用)	剣道対戦ボード（多人数対抗型）	早川繊維工業㈱　JH310	12	脚	
6	(他競技兼用)	ストップウォッチ	早川繊維工業㈱　JH87	6	個	
7	(他競技兼用)	光ブザー	富士スポーツ工業㈲　FJ1000-C-6	6	台	
8	柔道	柔道畳（ノンスリップ）	早川繊維工業㈱　SV27	768	枚	全日本柔道連盟公認
9		畳運搬車	早川繊維工業㈱　SV100	31	台	
10		柔道審判旗セット	早川繊維工業㈱　JH418	6	セット	
11		柔道対戦ボード（多人数対抗型）	早川繊維工業㈱　JH120	12	脚	
12		柔道試合判定マーク	早川繊維工業㈱　JH132	12	セット	
13		判定マーク収納ケース	早川繊維工業㈱　JHF7	12	パック	
14	(空手道兼用)	体重計	早川繊維工業㈱　JH82	4	台	
15	(他競技兼用)	試合用ベル	早川繊維工業㈱　JH61	6	個	
16	(他競技兼用)	武道試合時間タイマー（両面仕様）	早川繊維工業㈱　JH1520	6	台	全日本柔道連盟公認
17	空手道	空手用マット競技用	セノー㈱　EE1022	6	セット	全日本空手道連盟公式競技認定品
18		デジタルタイマー	富士スポーツ工業㈲　FJ1000-C-4-1	6	台	全日本空手道連盟公式競技認定品
19		空手道対戦ボード（多人数対抗型）	富士スポーツ工業㈲　FJ1000-C-5	12	台	
20		空手審判旗セット		6	セット	
21	なぎなた	スケール		4	台	
22		なぎなた審判旗セット	㈱ミツボシ　J-00043、J-00044、J-00045	6	セット	
23	ハンドボール	ハンドボール用ゴール	セノー㈱　DJ1031	1	対	日本ハンドボール協会検定品
24		ハンドボール用ネット（六角目）	セノー㈱　DJ8301	1	対	日本ハンドボール協会検定品
25		得点板（ハンドボール用）	セノー㈱　DS0830	1	台	
26		ゴール裏ネット	セノー㈱　HA0099	2	張	
27	バスケットボール	バスケット台（スプリングゴール）	セノー㈱　DA0323	2	対	国際バスケット連盟認定品（ミニバスケ対応）
28		セッティングゲージ	セノー㈱　DA030002	2	対	床金具は別途必要数を整備すること。
29		ファール回数表示器	セノー㈱　DS3070	2	対	日本バスケットボール協会検定品
30		タイムアウト請求器	セノー㈱　DS3120	2	台	日本バスケットボール協会検定品
31		大響ブザー	セノー㈱　DS310001	2	台	日本バスケットボール協会検定品
32	(他競技兼用)	電光得点表示装置	セノー㈱　DS2500	2	台	
33	バレーボール	バレーボール用支柱（カーボン製）	セノー㈱　DE900901	3	組	
34		支柱カバー	セノー㈱　DE2000	3	組	国際バレーボール連盟認定品
35		6人制バレーボール用ネット	セノー㈱　DE8003（サイドテープ付き）	3	張	国際バレーボール連盟認定品
36		9人制バレーボール用ネット（男子用）	セノー㈱　DE8302	3	張	日本バレーボール協会公認品
37		9人制バレーボール用ネット（女子）	セノー㈱　DE8303	3	張	日本バレーボール協会公認品

競技種目名		備品名	参考仕様	数量	単位	備考
38		バレーボール用アンテナ	セノー㈱　DE9420	3	組	国際バレーボール連盟認定品
39		バレー支柱運搬車	セノー㈱　DE000040	3	台	
40		審判台（バレーボール用）	セノー㈱　DL1040	3	台	
41		審判台（バレーボール用）	セノー㈱　DL0520	1	台	国際バレーボール連盟認定品
42		選手交代表示板	セノー㈱　DS5400 1～18番　2セットで1組収納箱付	3	組	
43	(バスケットボール兼用)	得点板	セノー㈱　DS0130	3	台	
44	バドミントン	兼用支柱	セノー㈱　DE4521	10	組	日本バドミントン協会検定品 公式試合対応を前提とし、移動式も可とする。
45		バドミントン用ネット	セノー㈱　DG8010	10	張	日本バドミントン協会検定品
46		得点板（バドミントン用）	セノー㈱　DS0650	10	台	日本バドミントン協会審査合格品
47		ポールバー整理台	セノー㈱　DK0111	1	台	
48		ポールバー整理台	セノー㈱　DK0110	1	台	
49	ソフトバレーボール	ソフトバレーボール用ネット	セノー㈱　DE4400	10	張	日本バレーボール協会公認品
50		ソフトバレーボール用アンテナ	モルテン　BMA	10	組	
51		ソフトバレー用得点板	セノー㈱　DS0721	10	台	
52	卓球	卓球台　内折式	セノー㈱　DH9861	24	台	国際卓球連盟公認
53		卓上得点板	セノー㈱　DS0720	24	台	
54		卓球用フェンス	セノー㈱　DH5030	必要数	台	公式12面に対応する台数とすること。
55		フェンス運搬車	セノー㈱　DP1000	必要数	台	フェンス整理台兼用を想定した台数とすること。
56	(バドミントン兼用)	審判台	セノー㈱　DL2020	12	台	日本バドミントン協会審査合格品
57	（その他）	競技用ネット計測器	セノー㈱　DZ9100 計測範囲0.914～3.05m	2	本	
58		ボール置き台	セノー㈱　DK0820 試合球6個置き用	3	台	
59		フロアーシート	セノー㈱　HH9120	必要数	枚	競技床全面に利用可能となる数量とすること。 日本防災協会合格品
60		フロアーシート心棒	セノー㈱　HH9002	必要数	本	競技床全面に利用可能となる数量とすること。
61		フロアーシート巻取器	セノー㈱　HH900110	必要数	台	競技床全面に利用可能となる数量とすること。
62		シートリフター	セノー㈱　HH9004	必要数	組	競技床全面に利用可能となる数量とすること。
63		フロアーシートハンガー	セノー㈱　HH9006	必要数	台	競技床全面に利用可能となる数量とすること。
64		コードリール	100V用及び200V用	必要数	台	30m程度×各10台程度を想定しているが、提案施設を踏まえ事業者の提案による。
65		ステージ		必要数	台	設置時に「W15000×D3000×H300」程度となる必要な数量とすること。
66		ステージスカート		1	式	
67		演台		1	台	
68		折たたみ椅子		1,000	脚	
69		折たたみ椅子用１段縦積台車		必要数	台	折りたたみ椅子整理台兼用を想定した台数とすること。
70		長机		100	台	
71		テーブル台車（長机用）		必要数	台	テーブル整理台兼用を想定した台数とすること。
72		回転型ホワイトボード（両面ホワイト）		6	台	
73		花置台		1	台	
74		照度計		1	台	
75		ベンチ椅子	3名掛け	12	脚	各種球技の試合時のベンチ椅子としての利用を想定している。
76		コンプレッサー	モルテン　MLSR	1	台	
77		空気圧ゲージ	モルテン　PGP	1	台	

競技種目名		備品名	参考仕様	数量	単位	備考
78	選手用控室	長椅子		必要数	脚	
79		ホワイトボード		2	台	
80	選手用更衣室	ロッカー	鍵付	必要数	台	男女各180名程度分を確保すること。
81		ロッカーキーバンド		必要数	本	ロッカー個数分確保すること。
82		長椅子		適宜	脚	
2.小道場						
83	バスケットボール	バスケット台　側面固定式	セノー㈱　DC1125	1	対	
84		ファール回数表示器	セノー㈱　DS3070	1	対	日本バスケットボール協会検定品
85		スポーツカウンター	セノー㈱　DS9400	1	台	
86	バレーボール	バレーボール用支柱	セノー㈱　DE1015	1	組	国際バレーボール連盟認定品
87		支柱カバー	セノー㈱　DE2000	1	組	国際バレーボール連盟認定品
88		6人制バレーボール用ネット	セノー㈱　DE8003(サイドテープ付き)	1	張	国際バレーボール連盟認定品
89		9人制バレーボール用ネット（男子）	セノー㈱　DE8302	1	張	
90		9人制バレーボール用ネット（女子）	セノー㈱　DE8303	1	張	
91		バレーボール用アンテナ	セノー㈱　DE9420	1	組	国際バレーボール連盟認定品
92		バレー支柱運搬車	セノー㈱　DE000040	1	台	
93		審判台（バレーボール用）	セノー㈱　DL1040	1	台	
94	(バスケットボール兼用)	得点板	セノー㈱　DS0130	1	台	
95	バドミントン	兼用支柱	セノー㈱　DE4521	3	組	日本バドミントン協会検定品
96		バドミントン用ネット	セノー㈱　DG8010	3	張	日本バドミントン協会検定品
97		得点板（バドミントン用）	セノー㈱　DS0650	3	台	日本バドミントン協会検定品
98		審判台	セノー㈱　ＤＬ2020	3	台	
99		ポールバー整理台	セノー㈱　DK0110	1	台	
100	ソフトバレーボール	ソフトバレーボール用ネット	セノー㈱　DE4400	3	張	日本バレーボール協会公認品
101		ソフトバレーボール用アンテナ	モルテン　BMA	3	組	
102		ソフトバレー用得点板	セノー㈱　DS0721	3	台	
103	卓球	卓球台　内折式	セノー㈱　DH9861	6	台	国際卓球連盟公認
104		卓上得点板	セノー㈱　DS0720	6	台	
105		卓球用フェンス	セノー㈱　DH5030	必要数	台	公式6面に対応する台数とすること。
106		フェンス運搬車	セノー㈱　DP1000	必要数	台	フェンス整理台兼用を想定した台数とすること。
107	（その他）	コードリール	100V用及び200V用	必要数	台	数量等は、提案施設を踏まえ事業者の提案による。
3.剣道場						
108	剣道	太鼓	早川繊維工業㈱　JH818 1尺8寸バチ付	1	台	
109		太鼓台	早川繊維工業㈱　JH831 1尺8寸用	1	台	
110		剣道審判旗セット	早川繊維工業㈱　JH419	2	セット	
111		剣道対戦ボード（多人数対抗型）	早川繊維工業㈱　JH310	4	脚	
112		剣道試合判定マークセット	早川繊維工業㈱　JH2125	4	セット	
113		ストップウォッチ	早川繊維工業㈱　JH87	2	個	
114		光ブザー	富士スポーツ工業㈲　FJ1000-C-6	2	台	
115	選手用更衣室	剣道ロッカー	早川繊維工業㈱　KH68	必要数	台	男女各72名程度分を確保すること。
116		ロッカーキーバンド		必要数	本	ロッカー個数分確保すること。

競技種目名		備品名	参考仕様	数量	単位	備考
117		長椅子		適宜	脚	
118	講師室	長机、座布団		必要数		
4.柔道場						
119	柔道	太鼓	早川繊維工業㈱　JH818 1尺8寸バチ付	1	台	
120		太鼓台	早川繊維工業㈱　JH831 1尺8寸用	1	台	
121		柔道審判旗セット	早川繊維工業㈱　JH418	2	セット	
122		柔道得点板	早川繊維工業㈱　JH110	2	台	
123		柔道対戦ボード（多人数対抗型）	早川繊維工業㈱　JH120	4	脚	
124		柔道試合判定マーク	早川繊維工業㈱　JH132	4	セット	
125		判定マーク収納ケース	早川繊維工業㈱　JHF7	4	パック	
126		ストップウォッチ	早川繊維工業㈱　JH87	2	個	
127		試合用ベル	早川繊維工業㈱　JH61	2	個	
128	選手用更衣室	ロッカー	鍵付	必要数	台	男女各72名程度分を確保すること。
129		ロッカーキーバンド		必要数	本	ロッカー個数分確保すること。
130		長椅子		適宜	脚	
131	講師室	長机、座布団		必要数		
5.弓道場（近的）						
132	弓道場	弓入ロッカー	早川繊維工業㈱　UM220	2	台	
133		弓立		1	台	
134		矢立	早川繊維工業㈱　UM81	12	台	
135		看的板		1	式	
136		的枠	早川繊維工業㈱　UM24	12	式	
137		回転型ホワイトボード（両面ホワイト）		2	台	
138	講師室	長机、座布団		必要数		
6.弓道場（遠的）						
139	弓道場	弓入ロッカー	早川繊維工業㈱　UM220	1	台	
140		弓立		1	台	
141		矢立	早川繊維工業㈱　UM81	6	台	
142		看的板		1	式	
143		遠的用的	早川繊維工業㈱　UM120	6	枚	
144		遠的用矢止めマット	早川繊維工業㈱　UM30	6	枚	
145		三脚	早川繊維工業㈱　UM31	6	台	
146		回転型ホワイトボード（両面ホワイト）		2	台	
7.弓道場（共通）						
147	弓道場	巻ワラ	早川繊維工業㈱　UM50	6	本	
148		巻ワラ台	早川繊維工業㈱　UM60	6	台	
149	選手用更衣室	ロッカー	鍵付	必要数	台	男女各60名程度分を確保すること。
150		ロッカーキーバンド		必要数	本	ロッカー個数分確保すること。
151		長椅子		適宜	脚	
8.相撲場						
152	相撲場	回転型ホワイトボード（両面ホワイト）		2	台	
153	選手用更衣室及び便所	ロッカー	鍵付	必要数	台	20名程度分を確保すること。

	競技種目名	備品名	参考仕様	数量	単位	備考
154		ロッカーキーバンド		必要数	本	ロッカー個数分確保すること。
155		長椅子		適宜	脚	
9.トレーニング室						
156	トレーニング室	トレーニングマシン		必要数		高齢者の健康増進を主眼においた利用を想定した上で、事業者の提案により必要機器を設置すること。
10.事務室等						
157	事務室	事務用デスク		10	台	
158		事務用椅子		10	脚	
159		金庫	コクヨ HS-E242TK	1	台	
160		事務用収納棚		必要数	台	
161		FAX		1	台	
162		掃除機	工業用	1	台	
163		ホワイトボード		1	台	月間行事が記入できるように罫線が引かれたものとすること。
164		事務用パソコン		10	台	
165		コピー機複合機		1	台	
11.医務室						
166	医務室	簡易ベッド		2	台	
167		器材戸棚　スチール製		1	台	
168		救急医療セット		1	式	
169		AED（自動体外式除細動器）		1	台	
170		車椅子		1	台	
171		担架		1	台	
172		担架格納箱		1	台	
173		事務椅子		3	台	
174		事務机		1	台	
175		毛布		3	枚	
176		枕		3	個	
12.スポーツによるまちづくりルーム						
177	ｽﾎﾟｰﾂによるまちづくりﾙｰﾑ	テーブル	コクヨ　LT-135SW	1	台	
178		テーブル	コクヨ　LT-133SW	1	台	
179		テーブル	コクヨ　LT-131SW	1	台	
180		椅子	コクヨ　CK-164	10	台	
181		パソコン		1	台	
182		パソコン用デスク	コクヨ　SD-あ1275P81F1	1	台	
183		パソコン用椅子	コクヨ　CR-G182	1	台	
184		パンフレットスタンド		1	台	
185		雑誌架		1	台	
186		ポスター掲示板		1	台	
187		テレビ		1	台	
188		テレビ台		1	台	
189		DVDレコーダー		1	台	
13.会議室						
190	会議室	研修机		50	台	

競技種目名		備品名	参考仕様	数量	単位	備考
191		研修机台車		必要数	台	
192		研修椅子		150	脚	
193		研修椅子台車		必要数	台	
194		回転型ホワイトボード（両面ホワイト）		4	台	
195		演台		1	台	
196		花置台		1	台	
197		案内板		4	台	
14.応接室						
198	応接室	応接用セット	ソファー（3人）、アームチェア2、テーブル等	1	脚	応接室としての機能を最低限確保すること。
199		書架		適宜	台	
200		電話台		適宜	台	
15.ランドリー室						
201		洗濯乾燥機		6	台	
16.乳児室						
202	乳児室	ベビーベット		2	台	
203		マットレス		2	枚	
204		ソファーベット		1	脚	
205		テーブル		1	脚	
17.喫煙室						
206		スモーキングスタンド		必要数	台	
18.エントランスホール						
207	エントランスホール	ロビーラウンジイス		必要数	台	設置箇所、設置数は、提案施設を踏まえ事業者の提案による。
208		ロビーベンチ		必要数	台	設置箇所、設置数は、提案施設を踏まえ事業者の提案による。
209		ポスター掲示板	W1800×H900程度	2	台	
210		ホワイトボード	コクヨ　HE-BBH136MW1	1	台	
211		傘立て		必要数	台	
212		記載台		適宜	台	
19.その他						
213		リサイクルボックス		必要数	台	設置箇所、設置数は、提案施設を踏まえ事業者の提案による。
214		ウォータークーラー		適宜	台	
215		ロビーベンチ		適宜	台	

別紙７　各諸室音響装置リスト

①大道場　音響設備

案内拡声放送、音楽等を場内全域で明瞭に聞くことが可能となるよう、必要な仕様･数量のものを設置すること。

音響調整卓		
	ミキサー	1式
	置き台	1式
機器収納架		
	ワイヤレスチューナー（4ch以上）	1式
	アンテナミキサー	1式
	パワーアンプ	1式
	デジタルマルチプロセッサー	1式
	マトリクススイッチャー	1式
	ハウリングサプレッサー	1式
	ミキサー	1式
	DVDﾌﾟﾚｰﾔｰ（CD、MP3、WMVの再生可能なもの）	1式
	MDデッキ	1式
	カセットデッキ	1式
	音響モニターユニット	1式
	グラフィックイコライザー	1式
	入力パッチ盤	1式
	スピーカーパッチ盤	1式
	主電源ユニット	1式
	端子盤	1式
	機器収納架	1式
サブ卓		
	オーディオミキサー	1式
	DVDﾌﾟﾚｰﾔｰ（CD、MP3、WMVの再生可能なもの）	1式
	ＭＤデッキ	1式
	カセットデッキ	1式
	ハウリングサプレッサー	1式
	外部入力パネル	1式
	主電源ユニット	1式
	サブ卓ワゴン	1式
スピーカー		
	クラスタースピーカー	1式
	客席用スピーカー	1式
	はね返りスピーカー	1式
	移動型スピーカー（スタンド含む）	8台以上
	音響室モニター用スピーカー	1式
マイク類		
	ワイヤレスマイク･ハンド形（充電器含む）	4本以上
	ダイナミックマイク（マイクケーブル１０m含む）	8本以上
	マイクスタンド（床上型）	4台以上
	マイクスタンド（卓上型）	2台以上
	付属品（延長コード類含む）	1式
その他	場内接続ﾊﾟﾈﾙ,ｺﾝｾﾝﾄ等、必要なもの	1式

②小道場　音響設備

案内拡声放送、音楽等を場内全域で明瞭に聞くことが可能となるよう、必要な仕様･数量のものを設置すること。

機器収納架		
	ワイヤレスチューナー（2ch以上）	1式
	パワーアンプ	1式
	デジタルマルチプロセッサー	1式
	入力パッチ盤	1式
	出力パッチ盤	1式
	主電源ユニット	1式
	端子盤	1式
	機器収納架	1式
機器ワゴン		
	オーディオミキサー	1式
	DVDﾌﾟﾚｰﾔｰ（CD、MP3、WMVの再生可能なもの）	1式
	ＭＤデッキ	1式
	カセットデッキ	1式
	ハウリングサプレッサー	1式
	外部入力パネル	1式
	主電源ユニット	1式
	ワゴン	1式
スピーカー		
	メインスピーカー	1式
	客席用スピーカー	1式
	移動型スピーカー（スタンド含む）	2台以上
	はね返りスピーカー	1式
マイク類		
	ワイヤレスマイク･ハンド形（充電器含む）	2本以上
	ダイナミックマイク（マイクケーブル１０m含む）	4本以上
	マイクスタンド（床上型）	2台以上
	マイクスタンド（卓上型）	2台以上
	付属品（延長コード類含む）	1式
その他	場内接続ﾊﾟﾈﾙ,ｺﾝｾﾝﾄ等、必要なもの	1式

③剣道場及び柔道場　音響設備

案内拡声放送、音楽等を場内全域で明瞭に聞くことが可能となるよう、必要な仕様･数量のものを設置すること。

機器収納架		
	ワイヤレスチューナー（2ch以上）	1式
	パワーアンプ	1式
	デジタルマルチプロセッサー	1式
	入力パッチ盤	1式
	出力パッチ盤	1式
	主電源ユニｯﾄ	1式
	端子盤	1式
	機器収納架	1式
機器ワゴン		
	オーディオミキサー	1式
	DVDﾌﾟﾚｰﾔｰ（CD、MP3、WMVの再生可能なもの）	1式
	ＭＤデッキ	1式
	カセｯﾄデッキ	1式
	ハウリングサプレッサー	1式
	外部入力パネル	1式
	主電源ユニｯﾄ	1式
	ワゴン	1式
スピーカー		
	天井スピーカー	1式
	移動型スピーカー（スタンド含む）	2台以上
	はね返りスピーカー	1式
マイク類		
	ワイヤレスマイク･ハンド形（充電器含む）	2本以上
	ダイナミックマイク（マイクケーブル１０ｍ含む）	2本以上
	マイクスタンド（床上型）	2台以上
	マイクスタンド（卓上型）	2台以上
	付属品（延長コード類含む）	1式
その他	場内接続ﾊﾟﾈﾙ,ｺﾝｾﾝﾄ等、必要なもの	1式

④弓道場（近的）および（遠的）　音響設備

案内拡声放送、音楽等を場内全域で明瞭に聞くことが可能となるよう、必要な仕様･数量のものを設置すること。

機器収納架		
	ワイヤレスチューナー（2ch以上）	1式
	パワーアンプ	1式
	デジタルマルチプロセッサー	1式
	入力パッチ盤	1式
	出力パッチ盤	1式
	主電源ユニｯﾄ	1式
	端子盤	1式
	機器収納架	1式
機器ワゴン		
	オーディオミキサー	1式
	DVDﾌﾟﾚｰﾔｰ（CD、MP3、WMVの再生可能なもの）	1式
	ＭＤデッキ	1式
	カセｯﾄデッキ	1式
	ハウリングサプレッサー	1式
	外部入力パネル	1式
	主電源ユニｯﾄ	1式
	ワゴン	1式
スピーカー		
	射場スピーカー	1式
	客席スピーカー	1式
	移動型スピーカー（スタンﾄﾞ含む）	2台以上
	はね返りスピーカー	1式
マイク類		
	ワイヤレスマイク･ハンﾄﾞ形（充電器含む）	2本以上
	ダイナミックマイク（マイクケーブル１０m含む）	2本以上
	マイクスタンﾄﾞ（床上型）	2台以上
	マイクスタンﾄﾞ（卓上型）	2台以上
	付属品（延長コーﾄﾞ類含む）	1式
その他	場内接続ﾊﾟﾈﾙ,ｺﾝｾﾝﾄ等、必要なもの	1式

⑤会議室　音響設備・視聴覚設備

可動間仕切りにより 180 ㎡、135 ㎡、90 ㎡での使用に対応できるものとする。会議に必要な拡声およびプロジェクターによる視聴覚が可能となるよう、必要な仕様･数量のものを設置すること。

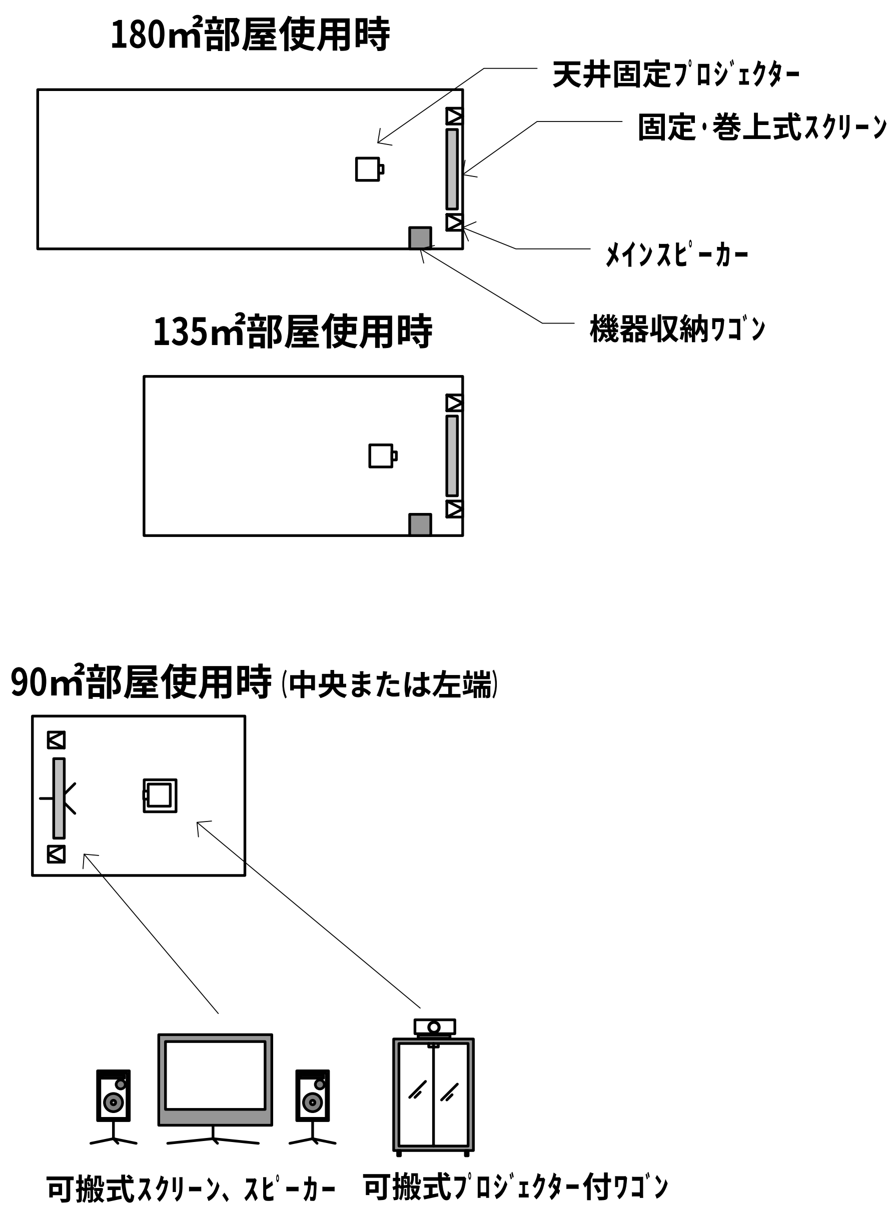
大部屋 1 室（180 ㎡あるいは 135 ㎡）対応用････下表の内容を 1 室分設ける

機器収納ワゴン		
	オーディオミキサー	1式
	CDデッキ (CD録音･再生、MP3、WMV再生可能)	1式
	DVDデッキ	1式
	プレゼンテーションスイッチャー	1式
	ワイヤレスチューナー(2ch以上)	1式
	外部入力パネル (Windows PC入力を含む)	1式
	外部出力パネル (音声：ｽﾋﾟｰｶ、映像：ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ)	1式
	グラフィックイコライザー	1式
	ステレオパワーアンプ	1式
	主電源ユニット	1式
	機器収納ワゴン本体	1式
プロジェクター		
	天井固定･液晶式 (42,000lm以上)	1式
スクリーン		
	手動式 (建築ボックスに収納)	1式
スピーカー		
	メインスピーカー及びシーリングスピーカー	1式
マイク類		
	ワイヤレスマイク･ハンド形 (充電器含む)	2本以上
	ダイナミックマイク (マイクケーブル１０m含む)	2本以上
	マイクスタンド (床上型)	2台以上
	マイクスタンド (卓上型)	2台以上
	付属品 (延長コード類含む)	1式
その他	室内接続ﾊﾟﾈﾙ,ｺﾝｾﾝﾄ等、必要なもの	1式

小部屋 1 室（90 ㎡）対応用････下表の内容を 1 室分設ける

機器収納ワゴン		
	液晶プロジェクター (42,000lm以上) ：ﾜｺﾞﾝ上に設置	1式
	ワイヤレスユニット (アンテナ及びマイク2本付)	1式
	オーディオミキサー	1式
	CDデッキ (CD録音･再生、MP3、WMV再生可能)	1式
	DVDデッキ	1式
	プレゼンテーションスイッチャー	1式
	外部入力パネル (Windows PC入力を含む)	1式
	外部出力パネル (音声：ｽﾋﾟｰｶ、映像：ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ)	1式
	グラフィックイコライザー	1式
	ステレオパワーアンプ	1式
	主電源ユニット	1式
	機器収納ワゴン本体	1式
スクリーン		
	可搬式 (脚付)	1式
メインスピーカー		
	可搬式 (脚付)	1式

会議室の音響設備・視聴覚設備　参考イメージ図



別紙８　電気引込イメージ

